

官報

号外

平成十六年五月二十七日

○第百五十九回 衆議院會議録 第三十六号

平成十六年五月二十七日(木曜日)

議事日程 第二十六号

平成十六年五月二十七日

午後一時開議

第一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 旅券法の一部を改正する法律案(外務委員長提出)

第五 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

第七 旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案

平成十六年五月二十七日 衆議院會議録第三十六号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案

午後一時二分開議
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。環境委員長小沢鋭仁君。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔小沢鋭仁君登壇〕

○小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業に係る被害を防止するため、特定の場合を除いて特定外来生物の飼養、栽培、保管または運搬、輸入その他の取り扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除を促進するほか、未判定外来生物の輸入の制限その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

主務大臣は、中央環境審議会の意見を聞いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めること、

特定外来生物の飼養、栽培、保管または運搬、輸入その他の取り扱い、學術研究等の目的で特定外来生物の飼養等を行うことについて、主務大臣の許可を受けた場合を除き禁止すること、

特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うこと等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月十四日本委員会に付託され、十八日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十一日参考人から意見を聴取し、去る二十五日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、特定外来生物の指定に当たっては、諸外国の知見や学識経験者の意見を参考にして、適切に指定を行うこと等を内容とする附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第二、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐田玄一郎君。

平成十六年五月二十七日 衆議院會議録第三十六号

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 外一案 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案 外一案

二

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔佐田玄一郎君登壇〕

○佐田玄一郎君 たいま議題となりました消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、指定可燃物等を貯蔵し、または取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置に係る規定を整備するほか、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が基準に従い住宅用防災機器を設置、維持しなければならないものとする等の規定を整備しようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十一日本委員会に付託され、同月二十日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る二十五日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第三とともに、日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両件を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第三 航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
日程第四 旅券法の一部を改正する法律案(外務委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、旅券法の一部を改正する法律案、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。外務委員長米澤隆君。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
旅券法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔米澤隆君登壇〕

○米澤隆君 たいま議題となりました両案件に関し、まず、日・ウズベキスタン航空協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国としては、ウズベキスタンとの間の定期航空路線の開設により同国との関係がさらに一層強化されるとの認識のもと、平成十五年四月に航空協定締結交渉を行った結果、協定案文につき合

意に達したので、平成十五年十二月二十二日に東京において、本協定の署名が行われました。

本協定は、我が国とウズベキスタンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的とするものであり、その主な内容は、両国の指定航空企業が具体的に定められた路線上において航空業務を運営する権利を相互に認め、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を定めるものであります。

本件は、去る四月七日参議院より送付され、五月十一日に外務委員会に付託されたものです。

外務委員会におきましては、同月十二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、旅券法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、旅券申請者の利便の一層の増進を図る必要から、市町村等においても旅券事務を行えるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定める旅券法第二十一条の四の規定を削除しようとするものであります。

また、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

○議長(河野洋平君) 本案は、昨二十六日の外務委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本案につきましては、当委員会において、本法律の施行に関し決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第三につき採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第四につき採決いたします。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第五 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案、日程第六、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び同報告書
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔柳本卓治君登壇〕

○柳本卓治君 たいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、不法滞在者等を減少させるため、罰則の強化、在留資格の取り消し制度の創設等の措置を講ずるほか、難民のより適切な庇護を図る観点からの難民認定制度の見直し及び精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行うため、所要の規定の整備を行うものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月十四日本委員会に付託され、十九日野沢法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑に入り、二十五日参考人から意見を聴取し、二十六日質疑を終局し、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、配偶者からの暴力の定義を拡大するとともに、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について定めるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、五月二十一日日本委員会に付託され、二十六日狩野参議院共生社会に関する調査会長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 旅行業法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

日程第八 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第七、旅行業法の一部を改正する法律案、日程第八、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤羽一嘉君。

旅行業法の一部を改正する法律案及び同報告書
海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔赤羽一嘉君登壇〕

○赤羽一嘉君 たいま議題となりました両法律

案につき、国土交通委員会における審査の経過及び結果の御報告を申し上げます。

まず、旅行業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平成十四年三月に閣議決定した「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の中、旅行業に係る公益法人改革を推進するための見直しを行うとともに、近年、旅行需要が多様化する中で、旅行者と旅行者の間で苦情や紛争が幅広く生じている状況にかんがみ、旅行者の保護の充実、利便の増進を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、旅程管理研修について、国が指定した法人が実施する制度を、国により登録された法人が実施する制度に改めること、

第二に、旅行会社があらかじめ旅行計画を策定するこれまでの主催旅行契約を含む新たな旅行契約の形態として、あらかじめまたは旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行契約という形態を設定し、この企画旅行の実施について旅程管理業務を講ずることにより、旅行者の責任範囲を拡充することなどであります。

次に、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

企業間の国際競争が激化する中、物流の効率化・高度化が強く求められていることを背景として、我が国の国内貨物輸送の約四割、とりわけ鉄鋼、石油、セメント等の産業基礎物資輸送の八割前後を占める我が国物流の基幹的輸送モードである内航海運の活性化が強く求められているところであります。

本案は、このような状況を踏まえ、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、内航海運

を初めとする海上運送事業の活性化を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、内航海運に係る参入規制を許可制から登録制に緩和する一方、運航の安全確保の観点から、運送を行う内航海運業者に対し運航管理規程の作成及び届け出を義務づけること、

第二に、国土交通大臣の許可を受けた者は、自己の常時雇用する船員について船員派遣事業を行うことができること、

第三に、船舶所有者は、労働組合等との協定により、海員に時間外労働をさせることができることなどであります。

両法律案は、参議院先議に係るもので、去る五月十九日本委員会に付託され、二十一日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。

二十六日、まず、旅行業法の一部を改正する法律案について質疑に入り、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案について質疑に入り、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、海上運送事業の健全化等を図る観点から、内航海運暫定措置事業を円滑かつ着実に実施することなど、七項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第七につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

出席國務大臣

総務 大臣 麻生 太郎君
法務 大臣 野沢 太三君
外務 大臣 川口 順子君
国土交通大臣 石原 伸晃君
環境 大臣 小池百合子君

○議長報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

破産法

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等

を図るための建築基準法等の一部を改正する法律

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消費者保護基本法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

総合法律支援法

(報告書及び文書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づく平成十六年度において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策についての文書

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づく平成十五年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況報告

一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく平成十六年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

江崎洋一郎君

岸田 文雄君

総務委員

今井 宏君

奥野 信亮君

亀井 久興君

自見庄三郎君

谷 公一君

稲見 哲男君

田嶋 要君

寺田 学君

塩川 鉄也君

園田 康博君

吉井 英勝君

石田 眞敏君

江崎 鐵磨君

菅原 一秀君

鈴木 恒夫君

中西 一善君

三ッ林隆志君

泉 健太君

村越 祐民君

補欠

岸田 文雄君

江崎洋一郎君

補欠

江崎 鐵磨君

菅原 一秀君

鈴木 恒夫君

石田 眞敏君

中西 一善君

三ッ林隆志君

泉 健太君

園田 康博君

吉井 英勝君

田嶋 要君

塩川 鉄也君

自見庄三郎君

今井 宏君

奥野 信亮君

亀井 久興君

谷 公一君

菅原 一秀君

鈴木 恒夫君

中西 一善君

三ッ林隆志君

泉 健太君

村越 祐民君

法務委員

柳澤 伯夫君

加藤 公一君

小野寺五典君

荒井 聰君

柳澤 伯夫君

加藤 公一君

農林水産委員

萩生田光一君

上川 陽子君

下条 みつ君

阿部 知子君

山本喜代宏君

萩生田光一君

上川 陽子君

下条 みつ君

阿部 知子君

山本喜代宏君

環境委員

三ッ矢憲生君

原田 令嗣君

谷川 弥一君

小宮山泰子君

手塚 仁雄君

高木美智代君

江藤 拓君

橋本 清仁君

樽井 良和君

橋本 清仁君

古屋 範子君

高木美智代君

議員運営委員

谷川 弥一君

小宮山泰子君

手塚 仁雄君

高木美智代君

法務委員

保岡 興治君

加藤 公一君

補欠

小野寺五典君

荒井 聰君

柳澤 伯夫君

加藤 公一君

補欠

萩生田光一君

上川 陽子君

下条 みつ君

阿部 知子君

山本喜代宏君

補欠

原田 令嗣君

三ッ矢憲生君

江藤 拓君

橋本 清仁君

樽井 良和君

古屋 範子君

谷川 弥一君

手塚 仁雄君

小宮山泰子君

高木美智代君

補欠

金子 恭之君

荒井 聰君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

保岡 興治君

加藤 公一君

補欠

金子 恭之君

荒井 聰君

平成十六年五月二十七日 衆議院会議録第三十六号 議長の報告

河村たかし君 鎌田さゆり君 辻 惠君 上田 勇君 富田 茂之君 金子 恭之君 荒井 聰君 市村浩一郎君 高井 美穂君 西村智奈美君 古屋 範子君 西村智奈美君 丸谷 佳織君	市村浩一郎君 高井 美穂君 西村智奈美君 丸谷 佳織君 古屋 範子君 保岡 興治君 加藤 公一君 河村たかし君 鎌田さゆり君 富田 茂之君 上田 勇君	外務委員 補欠 阿久津幸彦君 今野 東君 東門美津子君 大出 彰君 川内 博史君 阿部 知子君 財務金融委員 補欠 田中 英夫君 増原 義剛君 古川 元久君 村越 祐民君 倉田 雅年君 谷 公一君 前田 雄吉君 和田 隆志君 文部科学委員 補欠 宇野 治君 田村 憲久君 西村 明宏君	城井 崇君 鳩山由紀夫君 松本 大輔君 平田 耕一君 菅原 一秀君 三ツ矢憲生君 山下 貴史君 安住 淳君 小泉 俊明君 松野 頼久君	安住 淳君 松野 頼久君 小泉 俊明君 三ツ矢憲生君 西村 明宏君 田村 憲久君 宇野 治君 城井 崇君 松本 大輔君 鳩山由紀夫君	経済産業委員 補欠 平井 卓也君 後藤田正純君	国土交通委員 補欠 江藤 拓君 島村 宣伸君 二階 俊博君 保坂 武君 渡辺 博道君 山岡 賢次君 永岡 洋治君 大島 理森君 谷 公一君 谷川 弥一君 岩國 哲人君 本多 平直君 加藤 勝信君 江渡 聡徳君 木村 勉君 城内 実君 谷本 龍哉君 蓮実 進君 中根 康浩君 村井 宗明君 保坂 武君 大島 理森君 島村 宣伸君 江藤 拓君 二階 俊博君 渡辺 博道君 岩國 哲人君 山岡 賢次君	決算行政監視委員 補欠 萩生田光一君 橋本龍太郎君 武藤 嘉文君 泉 健太君 笠 浩史君 加藤 勝信君 滝 実君 西村 康稔君 稲見 哲男君	補欠 西村 康稔君 加藤 勝信君 滝 実君 笠 浩史君 橋本龍太郎君 武藤 嘉文君 萩生田光一君 泉 健太君	一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 （議案付託） 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第九一号）（参議院送付） 文部科学委員会 付託 工業標準化法の一部を改正する法律案（内閣提出第七二二号）（参議院送付） 独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第七三三号）（参議院送付） 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七四四号）（参議院送付） 以上三件 経済産業委員会 付託 一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第八号）（参議院送付） 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三	年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第二〇号）（参議院送付） 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第二二号）（参議院送付） 以上三件 外務委員会 付託 中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案（中山義活君外五名提出、衆法第四号） 競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第九二二号）（参議院送付） 農林水産委員会 付託 （議案送付） 一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 公益通報者保護法案 （議案通知） 一、去る二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 破産法案 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 （議案通知受領） 一、昨二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 消費者保護基本法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する再質問主意書(川内博史君提出)

新生銀行と(株)アイ・アイ・インターナショナル破産管財人及びEIEI関係者との和解金合意に伴う預金保険機構の補償に関する質問主意書(小林憲司君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府が保有する個人情報管理体制に関する質問主意書(島聡君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川内博史君外一名提出文化審議会著作権分科会のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥田建君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君外一名提出知的財産戦略本部構成及び内閣官房知的財産戦略推進事務局員の人事と構成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する再質問に対する答弁書

平成十六年五月六日提出
質問 第八七号

文化審議会著作権分科会のあり方に関する質問主意書

提出者

川内 博史 笠 浩史

文化審議会著作権分科会のあり方に関する質問主意書

文部科学大臣及び文化庁長官の諮問機関である文化審議会著作権分科会(以下「分科会」という。)は、著作権制度という一般消費者等の著作物利用者が多大な影響を受ける事項について検討を行う場であるが、施策の実行に於いては権利者等の事業者団体(以下「権利者等」という。)の意見のみを重視することは適切ではなく、団体としての意見を表明する事が困難である一般消費者や国民の意見を十分に聴取、忖度する必要がある。それにも関わらず、分科会の委員構成は権利者等の代表者が多数を占めており、少数の著作物利用者選出委員や学識経験者選出委員の意見が軽視される傾向が強い点や政府の他の審議会に比して公開性が低い点に対しては、消費者団体や学識経験者等から厳しい批判が相次いでいる。また、権利者等の代表者が多数を占める分科会の構成に於いては、検討事項が一般消費者等の著作物利用者に強い負担や社会全般に及ぼす影響等の功罪についての精査が全く、或いはほとんど実行されないなど、初めに「権利強化」の結論ありきで議論が進められており、著作権制度全般に関する多角的かつ広範な議論の場としての機能を果たしていない状況を危惧する意見も少なからず存在する。

前記の問題点について、著作権制度全般に関する多角的かつ広範な議論の場としての役割が求められている分科会の委員構成及び事務局のあり方を中心に、以下質問する。

なお、同様の文言が並ぶ場合でも、項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一分科会のうち、法制問題小委員会(総勢二十名。以下「小委員会」という。)に関しては平成十六年四月現在、事業者団体など権利者等を代表して参加している委員が十四名、学識経験者が四名、弁護士が一名、図書館関係者が一名という構成で各小委員会の中でも特に権利者等を代表して参加している委員が圧倒的多数を占めている事実が認められる。また、分科会全体では消費者団体選出の専門委員が二名選出されているが、小委員会に関しては消費者団体選出の専門委員は配置されていない。このような構成のもとで一般消費者等の著作物利用者が多大な影響を受ける事項について特段の慎重な検討を行う

う状況が担保される可能性は極めて低いものと考えられるが、権利者等を代表して参加している委員が圧倒的多数を占める小委員会の構成を文化審議会事務局(以下「事務局」という。)が是認している理由は何か。また、分科会ないし小委員会の人事構成を見直す予定はあるのか。

二分科会専門委員である小熊竹彦・日本生活協同組合連合会政策企画部長(以下「小熊氏」という。)は一に於いて指摘した法制問題小委員会の人選を問題視し、法制問題小委員会への消費者団体選出委員の参加を再三にわたって事務局に要請したにも関わらず、事務局は消費者団体選出委員の小委員会参加を理由すら明かさずに拒絶し続けていた事実が平成十五年十二月五日に全国消費者団体連絡会の主催で実施された「レコード輸入権に関する意見交換会」で報告されている。

小熊氏は小委員会に参加している学識経験者等の求めにより、平成十五年第六回より第八回までの小委員会ではオブザーバーとして発言の機会が与えられているところであるが、事務局が消費者団体選出委員の小委員会参加を拒絶し続けていた理由は何か明らかにされたい。

三分科会は報道機関のみに傍聴が許可されており、一般傍聴を認めていないなど公開性が他の審議会に比して低いものと認められるが、その理由は何か。また、議事録に掲載されている出席者の各発言に関して発言者の氏名を記載していない理由は何か。

四 文化庁著作権課は制度改正の前提として「関係者間の協議・合意を求めている」と、事務局は小委員会に於いて毎回「各分野における検討事項例」と題する文書を出席者に配布しているところであるが、同文書中に「関係者間で合意形成が進められつつある事項」と題する表(以下

「表」という。)のいずれの事項についても「関係者」には一般消費者等を代表する立場の消費者団体等は記載されていない。文化庁著作権課ないし事務局はこの「関係者」をどのような基準により認定しているのか。また、日本生活協同組合連合会が小委員会平成十五年第十回で配布された表中「輸入権」の創設(海外で合法的に作られたレコードの輸入への対応)と題する案件に關して消費者団体を「関係者」として協議に参加させるべきである旨を事務局に対して要求したにも関わらず、この要求に關しても、二に挙げた消費者団体選出委員の小委員会参加と同様に拒絶された事実が意見交換会で報告されているが、前記案件に關して事務局が消費者団体を「関係者」と認めるべきではないと判断した理由を明らかにされたい。

内閣衆質一五九第八七号

平成十六年五月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員川内博史君外一名提出文化審議会著作権分科会のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川内博史君外一名提出文化審議会著作権分科会のあり方に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(以下「法制問題小委員会」という。)は、著作権法制の在り方について総合的な観点から審議することを目的とする小委員会として文化審議会著作権分科会(以下「著作権分科会」という。)に置かれたものである。

法制問題小委員会は、著作権分科会の委員、臨時委員及び専門委員のうち著作権分科会の会長が指名した大学教授四名、弁護士一名及び著作権に關係する団体に属している者十五名の計二十名の委員によって構成されていたが、これらの者は著作権の教育研究若しくは法務を専門とし、又は放送、美術、出版、映画、音楽、写真、文芸、新聞、情報技術産業等、幅広い分野において、著作物の権利者及び利用者の立場で、長年著作権実務に携わり、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)及びその実務に精通している者であり、先に述べた法制問題小委員会の目的に照らしてふさわしい構成であったと考えている。

著作権分科会及び法制問題小委員会の委員の任期は平成十六年二月四日をもって終了しているが、今後新たに著作権分科会又は法制問題小委員会を開催する場合には、充実した審議がいただけるよう、会議の目的に照らしてふさわしい委員構成について検討してまいりたい。

二について

お尋ねの消費者団体選出委員は、著作権分科会の会長の指名を受けておらず、法制問題小委員会には属してはなかったが、このことについては、一について述べたように、法制問題小委員会の委員は、その目的に照らしてふさわしい者により構成されており、消費者利益の観点も含め、総合的な観点から審議いただくことが可能であると考えていた。

なお、法制問題小委員会における商業用レコードの還流防止措置の検討においては、消費者利益の観点からの審議をより深めるため、消費者団体選出委員に協力を依頼し、第六回から第八回までの法制問題小委員会において発言をいただいたところである。

三について

著作権分科会の議事は、文化審議会著作権分科会運営規則(平成十五年三月二十八日文化審議会著作権分科会決定)第四条において、原則公開して行うこととされており、分科会の会議の公開の手続その他分科会の会議の公開に關し必要な事項は、別に分科会会長が分科会に諮って定めることとされている。この規定に基づき、著作権分科会及び著作権分科会に設置される小委員会については、平成十五年三月二十八日の著作権分科会において、原則として、会議、議事要旨及び会議資料を公開することとされたが、議事の傍聴については、一般傍聴に対して十分に対応できるだけの会場の確保が困難であるため、社団法人日本新聞協会、社団法人日本専門新聞協会、社団法人日本雑誌協会及び社団法人日本外国特派員協会に加盟する各社の記者に限り認めることとされた。また、議事要旨に掲載されている出席者の各発言に關して発言者の氏名を記載していないことについては、各委員からできるだけ活発な発言が行われるように配慮し、同日の分科会において、著作権分科会が決定したものである。

四について

法制問題小委員会において配布された「関係者間で合意形成が進められつつある事項等」の資料において関係者として位置付けているのは、基本的に、關係する権利を業として取り扱う者であつて、制度改正を要望する団体等及び当該制度改正に反対する権利者又は事業者の団体である。この資料は、関係者間で協議が進められている事項の進捗よく状況を示したものであり、お尋ねの「輸入権」の創設(海外で合法的に作られたレコードの輸入への対応)については、關係者として、社団法人日本レコード協

会、社団法人日本経済団体連合会等が記載されていたが、法制問題小委員会における商業用レコードの還流防止措置の検討においては、二について述べたように、消費者利益の観点からの審議をより深めるため、消費者団体選出委員に協力を依頼するなどして、消費者利益の観点について、十分に審議いただくとともに、著作権分科会においても、法制問題小委員会報告書について、審議いただくところである。

平成十六年五月六日提出
質問 第八八号

今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問主意書

提出者

奥田 建 川内 博史

今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問主意書

主意書

一 左記の各場合、米国のレコード会社から特定の音楽CDの輸入差止め申請がなされたとき、税関当局としては、当該音楽CDが国外頒布目的商業用レコードであるとの情を輸入業者が知っているものとして取り扱うのか。

① 当該音楽CDジャケットに「US Version」と印刷されている場合。

② 当該音楽CDジャケットに「US Only」と印刷されている場合。

③ 当該レコード会社が当該輸入業者に対して送達した内容証明郵便(当社が並行輸入を禁止している音楽CD一覽)が記載されており、その中に当該作品を含んでいるもの)の写しが提出された場合。

④ 当該レコード会社が当該輸入業者に対して送達した内容証明郵便(当社が米国内で頒布している音楽CDは専ら米国内で頒布されることを予定しており、日本国内に輸入することとは禁止されており、旨の記載のあるもの)の写しが提出された場合。

⑤ 当該レコード会社の代表者が「当社が米国内で頒布している音楽CDは専ら米国内で頒布されることを予定しており、日本国内に輸入することは禁止されており、旨を答えているインタビュ記事が掲載されている日本経済新聞の写しが提出された場合。

⑥ 米國盤とは全く異なる価格で頒布されている日本盤が提出されたとき。

二 米國のレコード会社から特定の音楽CDの輸入差止め申請がなされた場合、「当該國外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる」として輸入を差止めるか否かをどのような基準に基づいて判断するのか。また、その判断のために、差止め申立者に対し、どのような資料の提出を求めるのか。

三 ジャケット等に「日本国内頒布禁止」との表示のない音楽CDの並行輸入品を販売している大手レコードショップが、当該音楽CDは國外頒布目的商業用レコードであるから直ちに廃棄するように当該音楽CDを発行している米國のレコード会社から要求されたにも関わらず、在庫品を店頭から撤去することなく販売し続けた。すると、当該米國レコード会社が当該大手レコードショップを著作権法違反の容疑で刑事告訴した。本事例において檢察としては不起訴(嫌疑なし)として取り扱うのか。

四 文化庁著作権課は、今回の著作権法改正がなされても音楽CDの並行輸入を阻止するのに輸入権が活用されることはない旨再三述べている。大手レコードショップが音楽CDの並行輸入品を大量に仕入れて店頭で置いたところ、米國のレコード会社から並行輸入品を直ちに廃棄するようにとの警告を受け廃棄を余儀なくされた。この場合、当該レコードショップは仕入れに要した費用や廃棄に要した費用等の損害を被るようになるが、この損害については國家賠償の対象となるのか。

五 今回の著作権法改正は、これにより創設される輸入権の権利者のうちの特定の類型に属する者(この場合、音楽CDの著作権者等)が権利行使を控えることを前提に、法案が起草されている。このような前例があるのか。

六 本年七月発行の日米租税条約との相乗効果により、米國に本店を置くレコード会社ないし当該レコード会社が過半数の株式を保有する日本現地法人(いわゆる「五大メジャー」のうち東芝EMI、ワーナーミュージック・ジャパン、ユニバーサルミュージックの三社がこの条件に該当する。残る二社のソニー・ミュージックエンタテインメント及びBMGFアンハウスも将来、米國の統合持株会社SONYBMGへ日本現地法人株式の過半数が譲渡された場合はこの条件を満たす事になる)が輸入禁止措置を実行した場合、それによって増加が見込まれるレコード会社の収入への課税は全て米國の税収となり、米國から見れば「日本の税収を減少させて米國の税収を増加させる」という「國家的メリット」が明らかに存在するものとみなされるが、文化庁はそれを認識しているのか。また、認識しているならばそれが「輸入禁止措置を実行するメリット」には該当しないと考える理由は何か。右質問する。

内閣衆質一五九第八号

平成十六年五月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員奥田建君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員奥田建君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの各場合において、当該音楽CDが、今国会に提出している著作権法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。第百十三条第五項に規定する専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードであるとの情を知っているかどうかについては、次のとおり判断することとなる。

①については、「US Version」との文言は、当該音楽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであることを必ずしも意味するものではなく、その文言の印刷があることをもって、当該音楽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであるとの情を必ずしも知り得るということにはならないと思考され、輸入業者がその情を知るものと取り扱うことはできない。

②については、「US Only」との文言は、当該音楽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであることを必ずしも意味するものではなく、その文言の印刷があることをもって、当該音楽CDが専ら国外において

頒布することを目的とするものであるとの情を必ずしも知り得るということにはならないと思考され、輸入業者がその情を知るものと取り扱うことはできない。

③については、当該内容証明郵便(当社が並行輸入を禁止している音楽CD一覽)が記載されており、その中に当該作品を含んでいるもの(では、並行輸入を禁止する理由が明らかではなく、「当社が並行輸入を禁止している音楽CD一覽」に記載されている音楽CD(以下「一覽CD」という)が専ら国外において頒布することを目的とするものであることを必ずしも意味するものではない。したがって、当該内容証明郵便に当該一覽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであることを明確にする記載があり、当該音楽CDが当該一覽CDに含まれていることを識別することが可能な表示が当該音楽CDにされていない限り、当該音楽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであるとの情を必ずしも知り得るということにはならないと思考され、輸入業者がその情を知るものと取り扱うことはできない。

④については、当該内容証明郵便(当社が米国内で頒布している音楽CDは専ら米国内で頒布されることを予定しており、日本国内に輸入することは禁止されており、旨の記載があるもの)では、当該音楽CDが当該内容証明郵便の記載の対象であることを識別することが可能な表示が当該音楽CDにされていない限り、当該音楽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであるとの情を必ずしも知り得るということにはならないと思考され、輸入業者がその情を知るものと取り扱うことはできない。

⑤については、当該新聞記事を輸入業者が必ずしも知り得るとは限らないので、当該音楽C

Dが専ら国外において頒布することを目的とするものであるとの情を必ずしも知り得ることにはならないと思料され、輸入業者がその情を知るものと取り扱うことはできない。

⑥については、米國盤と価格の全く異なる日本盤が税関に提出されたとしても、価格が全く異なることが、当該音楽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであることを必ずしも意味するものではなく、米國盤と価格の全く異なる日本盤が税関に提出されたことをもって、当該音楽CDが専ら国外において頒布することを目的とするものであるとの情を必ず知り得るということにはならないと思料され、輸入業者がその情を知るものと取り扱うことはできない。

二について

法案第百十三条第五項にいう「当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合」については、権利者に与える経済的影響を考慮して判断することとなるが、具体的には、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコード（以下「国外頒布目的商業用レコード」という。）が国外で一枚販売されることにより得られる利益と国内において頒布することにより得られる商業用レコードが国内で一枚販売されることにより得られる利益の差が基本的な判断基準となるものと考へている。このため、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条の第二項の規定に基づいて、当該商業用レコードが輸入禁制品に該当するか否かの認定手続を執るべきことを税関長に対し申し立てる者には、双方の商業用レコードから得られる利益の差が明らかとなる資料として、例えば、当該商業用レコードに係る複製及び頒布の許諾に係る対価を

算出する条件等が記載された契約書などの提出を求める予定である。

三について

お尋ねは、法案第百十三条第五項に關し、一定の事実を仮定して、著作権法違反による告訴がなされた場合における検査当局の取扱いについて問う趣旨と思われるところ、検査当局における具体的事実の取扱い、個別具体の事実関係を踏まえてなされるものであるもので、一概にお答えすることができないが、一般論として申し上げれば、個別の事案について著作権法違反による告訴がなされた場合、検査当局において、適切に対処するものと考ええる。

四について

特定の行政庁の行為に係る国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）上の賠償責任の有無については、個別具体の事実関係を踏まえて司法府により判断されるものであるが、一般論として申し上げれば、例えば、平成十六年四月二十日の参議院文教科学委員会において文化庁は、欧米の主要なレコード会社五社が、欧米諸国において発行した商業用レコードについて、法案第百十三条第五項の規定に基づいて我が国への輸入を差し止める考へがない旨を国内の関連会社を通じて表明している旨を述べているが、このように国会に提出している法律案について、当該法律案の所管省庁が了知している事実を説明する行為が、直ちに国家賠償法上の賠償責任を負うべき行為と判断されることはないものと考ええる。

五について

法案第百十三条第五項は、お尋ねのように特定の類型に属する者が権利行使を控えることを前提に起草したものではない。

六について

仮に、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の権利者が法案第百十三条第五項の要件をすべて満たして、その発行する国外頒布目的商業用レコードの輸入を差し止めたとしても、当該権利者の総収入が確実に増加するとは限らないため、必ずしも合衆国の税収が増加するものではない。

また、平成十六年四月十五日の参議院文教科学委員会において依田義彦参考人が発言しているところ、欧米の主要レコード会社五社は、法案第百十三条第五項の規定に基づいて我が国への輸入を差し止める考へがない旨を国内の関連会社を通じて表明しているところである。

合衆国の居住者が受益者となる著作権の使用の対価であつて日本国内で生じたものについては、これまでその十パーセントが我が国において源泉徴収されていたが、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（平成十六年条約第二号）が適用開始となることにより、かかる源泉徴収は行われなくなることとなるものと承知している。

平成十六年五月六日提出
質問 第八九号

知的財産戦略本部構成員及び内閣官房知的財産戦略推進事務局の人事と構成に關する質問主意書

提出者

川内 博史

城井

崇

知的財産戦略本部構成員及び内閣官房知的財産戦略推進事務局の人事と構成に關する質問主意書

一 知的財産戦略本部（以下「本部」という。）構成員のうち、民間選出本部員についてコンテンツ利用者ないし消費者の意見を代表する本部員が配置されていないものと認められる。知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画に於いては計画の各事項について「消費者利益等の観点を含めて総合的に検討」することが求められているところであるが、当該意見を代表する本部員が不在の状態では「消費者利益等の観点を含めて総合的に検討」することが可能であるとは思われない。本部に於いては、いかなる理由により当該意見を代表する本部員が配置されていないのか明らかにされたい。また、当該意見を代表する本部員を今後の本部員の交替ないし拡充により参加させる予定はあるのか。

二 内閣官房知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）の構成員全員が、現在の職に就く以前に所屬していた官公庁及び企業、公益法人もしくは事務局員を出自させている官公庁及び企業、公益法人（以下「前職」という。）の名称及び、事務局員全員の前職ごとの人数と内訳を示されたい。

また、どのような考へに基づいて事務局の人事を行い、組織を構成しているのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第八九号
平成十六年五月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員川内博史君外一名提出知的財産戦略本部構成員及び内閣官房知的財産戦略推進事務局の人事と構成に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君外一名提出知的財産戦略本部構成員及び内閣官房知的財産戦略推進事務局の人事と構成に関する質問に対する答弁書

一について

知的財産戦略本部員(以下「本部員」という。)の有識者の定数は十人以上とされており、現在十人が任命されているが、これらの本部員は、知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する学識経験者、弁護士、経営者等であり、知的財産の権利者、利用者等の立場に立つ者である。また、知的財産戦略本部は、あらゆる観点から検討を行うため、内閣総理大臣を知的財産戦略本部長とし、内閣官房長官等すべての国務大臣を知的財産戦略副本部長又は本部員とするとともに、昨年十二月の第六回知的財産戦略本部会合から、知的財産戦略における競争政策及び消費者の利益に配慮して、公正取引委員会委員長も本部会合に参加させることとしている。政府としては、右に述べた知的財産戦略本部の組織の構成及び本部会合の運営によって、コンテンツ(情報)の内容の利用者の利益の観点を含めた総合的な検討を行うことができると考えている。

なお、現時点において、本部員の交替及び拡充の予定はない。

二について

内閣官房知的財産戦略推進事務局の人事は、知的財産政策に関係の深い府省、知的財産に関する取組が進んでいる企業及び団体から幅広く事務局員を求めるとの考えに基づいて行っており、その構成員のお尋ねの事項については、公正取引委員会一人、総務省一人、法務省一人、財務省一人、文部科学省五人、厚生労働省一人、農林水産省一人、経済産業省七人、独立行政

法人科学技術振興機構一人、独立行政法人日本貿易保険一人、政策研究大学院大学一人、社団法人日本音楽著作権協会一人、キヤノン株式会社一人、武田薬品工業株式会社一人、松下電器産業株式会社一人、三菱電機株式会社一人、ユニ・チャーム株式会社一人である。

平成十六年五月十三日提出
質問 第九六号

国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問主意書

提出者

川内 博史 近藤 昭一

今年国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問主意書

本年三月五日提出の「著作権法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。))に於いて、著作権法附則第四条の二(以下「附則」という。))を廃止することであるが、同附則に於いて当分の間、第二十六条の三(貸与権)を適用しないとされている「書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。))の利用形態について、本年一月十四日公表の「文化審議会著作権分科会報告書」(以下「報告書」という。))に於いても何ら明示されておらず、附則廃止後の利用に係る状況の変化が詳細とならない事例が少なからず見受けられるところである。前記の事実を踏まえ、本法案に於いて附則を廃止した際の個々の事例に於ける法の適用について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

一 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第二項にいう「私立図書館」もしくは第二十九条の「図書館と同種の施設」は、同法第二十八条

により「入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる」と定められているが、本条の「対価を徴収する場合は著作権法第三十八条第四項の「営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」の要件(以下「著作権法第三十八条第四項の要件」という。))に該当しないものとみなされ、附則廃止後はその設立・運営趣旨の如何に関わらず、権利者ないし権利者より権利行使を委託された事業者(以下「権利者等」という。))による書籍又は雑誌を貸与により公衆に提供する行為(以下「貸与」という。))への規制が及ぶこととなるのか。

二 私立の学校法人がその付属施設として図書館を運営している場合、生徒から授業料を徴収して図書館の運営費用に充てる行為は著作権法第三十八条第四項の要件のうち「その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」に該当せず、附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶこととなるのか。また、本年四月より株式会社による学校経営が特区制度により実施されているところであるが、当該学校組織の付属施設として設置される図書館は著作権法第三十八条第四項の要件のうち「営利を目的とせず」に該当せず、附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶこととなるのか。

三 鉄道会社の中には乗客の利用に資するため駅に図書館法第二十九条の「図書館と同種の施設」である「文庫」を設置し、書籍又は雑誌を無償で貸与している事例が見られるが、当該行為は、営利を目的とした会社組織が乗客の増進を目的として設置したものであり、著作権法第三十八条第四項の要件をいずれも満たさないものとして、附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶこととなるのか。他方、類似の行為を地方自治体の教育委員会等が市営交通機関の駅に

於いて実施した場合は、著作権法第三十八条第四項の要件をいずれも満たすものとみなされ、附則廃止後も権利者等による貸与への規制は及ばないこととなるのか。

四 大手スーパーマーケットの中には児童の利用に資するため図書館法第二十九条の「図書館と同種の施設」としての文庫を店内に設置している事例も見られるが、運営主体が株式会社であることにより著作権法第三十八条第四項の要件に該当しないものとみなされ、その設立・運営趣旨の如何に関わらず附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶこととなるのか。また、こうした形態によつて児童への書籍又は雑誌を貸与により提供する行為を著作権法に於いて禁止する権利を付与することは子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年法律第百五十四号)第三条(国の責務)に反し、権利者等が附則廃止後に本権利の行使により貸与を禁止する行為は同法第二条(基本理念)及び第五条(事業者の努力)に反するものではないのか。右質問する。

内閣衆質一五九第九六号
平成十六年五月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対する答弁書

一について

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二

条第二項に規定する私立図書館又は図書館法第二十九条第一項に規定する図書館と同種の施設が、これらの施設の利用者から、図書館法第二十八条に規定する入館料その他図書館資料の利用に對する対価を徴収している場合において、当該対価が、書籍又は雑誌の貸与に對する対価という性格を有するものではなく、これらの施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合には、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。)第三十八条第四項に規定する「料金」に該当しないものと解される。

二について

私立の学校法人が、その設置する学校に在籍する生徒等から徴収する授業料は、当該学校の管理運営等の支出全般に充てられるものとして徴収されることが通例であり、その一部が当該学校の附属図書館の運営費に充てられるとしても、そのことをもって直ちに当該授業料が書籍等の貸与に對する対価という性格を有するものではなく、法第三十八条第四項に規定する「料金」に該当しないものと解される。

法第三十八条第四項に規定する「営利」とは、業としてその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合をいうものと解される。したがって、構造改革特別区域法平成十四年法律第八十九号第十二条に定める学校設置会社が設置する学校の附属図書館において、通常の教育活動として、当該学校に在籍する生徒等に書籍等の貸与を行う行為は、法第三十八条第四項に規定する「営利」を目的とするものに該当しないものと解される。

三について

二について述べたように、法第三十八条第

四項に規定する「営利」とは、業としてその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合をいうものと解され、お尋ねの鉄道会社が、駅に文庫を設置して、乗客に書籍又は雑誌の貸与を行う行為は、一般的には、自己の利益を図るものではないと考えられ、法第三十八条第四項に規定する「営利」を目的とするものに該当しないものと解される。

また、お尋ねの地方自治体の教育委員会等が、公的活動として、市営交通機関の駅に文庫を設置して、乗客に書籍又は雑誌の貸与を行う行為は、法第三十八条第四項に規定する「営利」を目的とするものに該当しないものと解される。

四について

お尋ねのように、大手スーパーマーケットが、店内に文庫を設置して、顧客に書籍等の貸与を行う事例も見受けられる。そのような場合には、当該行為が、例えば、顧客の増加を通じてその売上げの拡大を図ることを目的として行われるものであるならば、法第三十八条第四項に規定する「営利」を目的とするものに該当するものと解される。

読書活動の素材となる書籍等を創作する著作者の権利について、適切な保護を図ることは、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年法律第五十四号)の趣旨に反するものではない。今国会に提出している著作権法の一部を改正する法律案により、書籍等の貸与について、貸与権を及ぼすことは、著作者の権利の適切な保護を通じて、書物の創作活動の促進に資するものであると考えている。

平成十六年五月十三日提出
質問 第九七号

今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問主意書

提出者

川内 博史

井上 和雄

今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問主意書

本年三月五日提出の「著作権法の一部を改正する法律案(以下「法案」という。))に於いて、著作権法附則第四条の二(以下「附則」という。))を廃止することとあるが、本年一月十四日公表の「文化審議会著作権分科会報告書(以下「報告書」という。))に於いても何ら明示されていない事項が多数存在し、暫定措置を廃止した場合の影響に係る検討が不十分であるという指摘が為されている。前記の事実を踏まえ、文化庁及び文化審議会著作権分科会(以下「分科会」という。))の本件に係る検討経緯等について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも項目ごとに平易な文章で答弁されたら。

一 文化庁は、今回の法案を提出するに際して私立図書館を所管する文部科学省生涯学習政策局及び学校法人を所管する同省高等教育局私学部と協議を行なったのか。行なっている場合、その協議内容と合意事項について報告書に全く記載されていない理由は何か。

二 著作権に関する世界的知的所有権機関条約(二〇〇二年三月十四日発効)第七條では(一)コンピュータ・プログラム(二)映画の著作物(三)レコードに収録された著作物であつて締約国の国内法令で定めるものについては「当該著作物の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享受する」とものと定められているが、書籍又は雑誌について

ては本条並びに同条約の全文を見渡しても一切の規定が存在しない。同条約に於ける一切の規定が存在しない状況に於いて、権利者に對して特に当該書籍又は雑誌の貸与を禁止する権利を付与している国は同条約加盟国の内、何か国にのぼるのか。

三 附則廃止によつて著作権法第二十六条の三に規定する権利を行使できるのは「書籍又は雑誌」の権利者であり、特に書籍または雑誌の貸与を禁止する権利が権利者に付与された場合、図書館法第二十八条に基づき利用に係る対価を徴収している私立図書館による「非営利・有償」の貸与や、鉄道会社が乗客へのサービスを目的として駅などに設置している文庫などの「営利・無償」の貸与に對しても多大な影響が及ぶことが予想されるが、報告書では「営利・有償」の貸与についてのみが検討の対象とされており「非営利・有償」ないし「営利・無償」の利用形態に与える影響について、分科会では一切の検討がなされていないものと認められる。その理由は何かであるか明らかにされたい。

四 報告書には、附則廃止の前提となる関係者間の合意が貸与権連絡協議会(以下「協議会」という。))と「旧来の貸本業者」の間で為された旨が記載されているが、報告書に於いて実際に協議の当事者であつた全国貸本組合連合会(以下「貸本組合」という。))の固有な名を表記せず「旧来の貸本業者」と表記した理由は何か。また、貸本組合が平成十五年十二月十日より二十四日まで行なわれていた文化審議会著作権分科会の意見募集に於いて提出した意見書(別紙)には「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止については、「関係者間の合意が形成された事項」とはまだいえず、協議を続行中であり、さらに検討を重ねるよう求めます」とあり、本意見書の提出を以て協議会の合意を撤回したものと判断されるが、文化庁が本意見書を以て法案提出の前提とされる関係者間の合意が撤回されたこととみなさない理由は何か。

「文化審議会著作権分科会報告書(案)」に関する意見

全国貸本組合連合会

理事長 内記 稔夫

東京都新宿区早稲田鶴巻町五六五 現代マンガ図書館内

TEL 〇三—三三〇三—六五二三

「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止については、「関係者間の合意が形成された事項」とはいまだいえず、協議を続行中であり、さらに検討を重ねるように求めます。

当連合会は昭和三十二年に小規模の自営貸本業者によって設立された団体で、報告書で「旧来の貸本業者」と呼ばれていますが、当連合会は貸与権連絡協議会とこの件について数次にわたる協議の結果、問題点を残しながらも一定の合意に達しています。しかしその後、日本弁護士連合会、コミックレンタル有志の会等から意見表明がなされており、その上、貸与権連絡協議会との合意内容をめぐっては、ビデオレンタル最大のカルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)より異論が出され、コミックレンタル有志の会からは、公正取引委員会に対し、独占禁止法上の疑義が提起されており、こうしたことから尚一層の検討、協議の必要があります。以下問題点のいくつかを列挙します。

- 一、 当連合会は発足当時は加盟店は数千店に達しましたが、その後次第に減少し、現在加盟店は百数十店で、その多くは古書売買を主としています。従って現在の貸本業界全体を代表するとはいえ、コミックレンタル有志の会からの提言にもぜひ耳を傾けていただきたいと思えます。
- 一、 当連合会と貸与権連絡協議会との適用除外の合意内容について大手レンタル業者から異論が出されているので、文化庁においては、公正取引委員会による適用除外を含む管理事業スキーム全体に対する独占禁止法上の適法性の確認を行い、当連合会に提示をいただきたく存じます。それまでは小規模業者の生き残りができるかどうか不安は解消されず、賛否を留保せざるを得ません。
- 一、 これから貸本業を志す小規模自営業者が貸与権の行使にあたりどのような条件になるか、巷間伝えられるところでは仕入れ段階で定価の

二倍から三倍、その上一定期間の貸出し禁止がいられていますが、これでは到底小規模貸本業は成り立ちません。一定期間の貸出し禁止や高額の使用料には絶対反対です。

一、 日本弁護士連合会の意見書によれば「書籍に関する貸与権」の創設については、一九九六年WIPPO著作権条約においても貸与権が付与される著作物はプログラム、映画、レコードに限られており、日本法において、書籍に関し貸与権が及ばないとすることは特異ではない」として「適切な報酬請求にとどめるといった解決も含め、その功罪を慎重に検討すべきである」と述べております。当連合会も賛同いたします。

一、 一九九〇年代半ば以降コミックの売行きが下降した原因は新古書店、マンガ喫茶、大型レンタル店の増加によるものだという見解がマスコミに横行していますが、果たしてそうでしょうか。コミックに限らず出版大崩壊といわれる現象はもっと冷静に分析する必要がありますのではないのでしょうか。

貸本業は近世の商業出版の成立とほぼ時を同じくして誕生し、新刊販売、古書売買と共に読者の選択に任されてきたものであり、その消長はその時々出版事情により起伏を重ねてきたものであります。小規模の自営貸本業者の存在は出版文化の底辺を支えてきたといっても過言ではありません。その営業と暮らしが立ち行かなくなることのないよう慎重にご検討くださるようお願い申し上げます。

平成十五年二月二四日

文化庁長官官房著作権課 御中

内閣衆質一五九第九七号

平成十六年五月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している著作権法の一部を改正する法律案は、文化審議会著作権分科会報告書（以下「報告書」という。）を踏まえて、文部科学省内の各部署の了承を得た上で提出したものである。また、報告書には、従前より、文部科学省内の協議の内容について記載されていないところである。

二について

著作権に関する世界的な所有権機関条約（平成十四年条約第一号。以下「条約」という。）においては、書籍又は雑誌の貸与権についての規定は存在しないが、条約は、加盟国が国内法において、書籍又は雑誌の貸与権を著作者に与えることを排除するものではない。条約の他の加盟国の国内法制について網羅的には把握していないが、例えば、欧州連合加盟国については、「貸与権及び公共貸与権並びに知的財産分野における著作権に関する特定の権利に関する一九九二年十一月十九日の理事会指令」により、建築物及び応用美術の著作物を除き、書籍及び雑誌を含む全ての著作物に貸与権又は公共図書館等の貸与に対して報酬の支払いを義務付ける公共貸与権を定めることが義務付けられていると承知している。

三について

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）附則第四条の二は、昭和五十九年に、映画の著作物を除いた著作物の著作者に対して、法第二十六条の三に規定する貸与権が創設された際に、我が国における貸与権の実態や権利者の許諾を容易に得ることができるとする集中管理体制が未整備であったことなどを踏まえ、書籍又は雑誌の貸与による場合には、貸与権の規定は適用しないこととされたものである。しかし、近年、事業を大規模に展開する貸与業者の出現により、著作者の経済的利益に大きな影響を与える事態が生じていたため、文化審議会著作権分科会において、法附則第四条の二の削除の適否について、御審議いただいたものである。

なお、法附則第四条の二が削除された後の書籍又は雑誌の貸与については、他の著作物と同様に、法第二十六条の三及び第三十八条第四項の規定が適用されることが制度の原則と考えられ、これらの規定の個別具体的な事例に関する適用関係について、逐一御審議いただくことが必要である。

四について

報告書の八頁及び九頁において、作家等の著作権者と協議を行った旧来の貸本業者の団体として、全国貸本組合連合会（以下「連合会」という。）が明記されている。また、報告書案について行われた意見募集に対して、連合会が平成十五年十二月二十四日付で提出した意見書については、作家等と構成される貸与権連絡協議会（以下「協議会」という。）と連合会が法附則第四条の二の削除について合意した内容と矛盾するということが考えられたため、協議会を通じて、連合会に当該意見書の趣旨を照会したところ、協議会との合意を撤回するものではないことを確認したところである。

平成十六年五月十七日提出
質問 第一〇〇号

著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する質問主意書

提出者 川内 博史

著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する質問主意書

本法案は国内盤のマーケットをアジア等からの国内盤の還流から防止することを立法趣旨としている。それゆえ規制の対象は日本国内で最初に発行された音楽CD等に限定されるはずである。このような立法趣旨からして、

一 本法案の案文にある「国内において頒布すること」を目的とする商業用レコードを自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が「国内で」発行させている者」という法文と解釈するべきは「国内で」発行されている限定が付されているのが立法趣旨であることを確認したい。

二 一に続く部分である「当該国内頒布目的商業用レコード」と同一の商業用レコードであって、専ら国外において頒布することを目的とするものを国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知って「・・・」なる文言は、「専ら国外において頒布することを目的とするもの」で最初に国内で発行されたものを「国内発行後に」国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、「という法文と解釈するべきは必ずである。このような限定が付されているのが立法趣旨であることを確認したい。前記一、及び二の限定が付されていない限り、本法案は、広く洋楽レコード等の規制を可能にするために本来の立法趣旨より広い規制対象を設定している」と

考えざるを得ない。
右質問する。

内閣衆質一五九第一〇〇号

平成十六年五月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員川内博史君提出著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川内博史君提出著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する質問に対する答弁書

一について

今国会に提出している著作権法の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）第百十三条第五項にいう国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下「国内頒布目的商業用レコード」という。）を「自ら発行し、又は他の者に発行させている」とは、「国内において、自ら発行し、又は他の者に発行させている」という趣旨である。

二について

法案第百十三条第五項は、国内頒布目的商業用レコードを自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであって、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合をその対象としている。したがって、国外頒布目的商業用レコードが発行された際に、国内頒布目的商業用レコードが国内において発行されていることが前提とされる。

平成十六年五月十八日提出
質問 第一〇一号

日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する再質問主意書

提出者 照屋 寛徳

日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する再質問主意書

私は、平成十六年五月七日付で「日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する質問主意書」を提出したところ、同年五月十四日付で政府から答弁書が提出された。

右答弁書によると、「アメリカ合衆国軍隊の航空機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金の日米地位協定に基づく分担の在り方については、我が国の立場と合衆国側の立場が異なっているところから、合衆国政府との間で協議を行っていたところであり、合衆国政府との協議はなお妥結を見えていない。」との政府見解であることが明らかとなった。

日米地位協定は、アメリカ合衆国の軍人・軍属とその家族らに余りにも多くの特権・免除を与えており、不平等・不公平である。日米地位協定を全面的に改正すべし、との声は沖縄県民だけでなく、今や国民的総意になっている。

ところが、今回嘉手納基地騒音差止等請求事件で確定判決に基づいて原告住民らに支払った損害賠償金について、日米地位協定第十八条第五項に基づいてアメリカ合衆国政府が負担すべき損害賠償金について、アメリカ合衆国政府が支払いをしていない事が判明したのである。

政府の答弁書によると分担の在り方について協議継続中である、と抗弁するが説得性に欠け、正当な理由にならないと考える。政府は、不平等・不公平な日米地位協定で明定された義務すら履行させていない。結果的には爆音被害に苦しむ基地周辺住民らは司法上勝ち取った自らの権利救済を納税者として負担するという、二重の犠牲を強い

られるということになる。これでは正義の実現が全うされない。この事態に爆音訴訟原告団だけでなく多くの国民が怒っている。

以下、質問する。

一 嘉手納基地騒音差止等請求事件、横田基地騒音差止等請求事件、厚木基地騒音差止等請求事件など、アメリカ合衆国軍隊の航空機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の日米地位協定(昭和三十五年条約第七号)に基づく分担の在り方については、日米地位協定第十八条第五項に基づいて処理すべきものと考えているが政府の見解を明らかにされたい。

二 前記政府答弁書によると、「アメリカ合衆国軍隊の航空機による日米地位協定に関する損害賠償金等の日米地位協定に基づく分担金の在り方については、我が国の立場と合衆国の立場が異なっているから・・・云々と述べているが、異なっている」とされる「我が国の立場」と「合衆国の立場」及び分担金の在り方は日米地位協定第十八条第五項以外の「立場」があるのか明らかにされたい。

三 前記政府答弁書によると、「・・・合衆国との間で協議を行ってきたところであり、合衆国との協議はなお妥結を見ていない」云々と述べているが、嘉手納基地騒音差止等請求事件の控訴審判決確定後今日まで、いつ、どのような機関で協議がなされたのかその詳細、また、いつまで協議を続けるのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 航空機の騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の分担金について、アメリカ合衆国政府との合意が得られない場合、日本政府のみで損害賠償金を負担することになるのか政府の見解を明らかにされたい。

五 前記答弁書によると、「なお、個別の訴訟への対応に関する協議の内容を含め、合衆国政府との具体的な協議の内容については、これを公

にすると合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えたい。」と述べているが、嘉手納基地騒音差止等請求事件は既に確定しており、損害賠償金等の分担の在り方は、「個別の訴訟の在り方」に関することではなく、個別の訴訟に関係ない日米地位協定第十八条第五項で明定された分担金の求償の在り方に関するものであると考えるが政府の見解を明らかにされたい。

六 日米地位協定第十八条第五項(d)は、「日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e)(i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。」と定めている。

政府は、確定した嘉手納基地騒音差止等請求事件に基づき、アメリカ合衆国の当局に通知した時期等、通知書の全ての内容を明らかにするなかで、政府の対応を示されたい。

また、日本政府の右通知に対し、いつ、どのような回答がなされたか、回答書の全ての内容、時期等を含めて明らかにされたい。

七 アメリカ合衆国軍隊の航空機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償等の日米地位協定に基づきアメリカ合衆国が負担すべき分担金は我が国の民法上時効によつて消滅する性質の債権かどうか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇一号

平成十六年五月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する再質問に対する答弁書

一から三まで及び六について

アメリカ合衆国(以下「合衆国」という)軍隊の航空機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という)に基づく分担の在り方については、合衆国政府との間で協議を行つてゐるところであり、個別の訴訟の結果への対応に関する協議の内容を含め、合衆国政府との具体的な協議の内容については、これを公にすると合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えたい。

四について

合衆国軍隊の航空機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の日米地位協定に基づく分担の在り方については、合衆国政府との間でなお協議を行つてゐるところであり、その結論についての仮定に立つて答弁することは差し控えたい。

五について

先の答弁書(平成十六年五月十四日内閣衆質一五九第九二二号)において「個別の訴訟への対応」と述べたのは、現在係属中の個別の訴訟にどのように対応していくかという趣旨ではなく、嘉手納基地騒音差止等請求事件(一から三次)及び嘉手納基地騒音差止等請求事件(一から三次)を含め、既に確定した個別の訴訟の結果に対してどのように対応していくかという趣旨である。

七について

合衆国軍隊の航空機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の日米地位協定に基づく分

担の在り方については、合衆国政府との間でお協議を行っているところである。一般に日米地位協定に基づき合衆国政府が我が国政府に対して行う支払に係る債権に関しては、我が国の民法(明治二十九年法律第八十九号)は適用されないと考えられるので、当該債権は我が国の民法の定める時効によつて消滅することはない。

(答弁通知書受領)

一、去る二十五日、内閣から、衆議院議員若井康彦君提出裁判員制度に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年六月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制(第四条—第十条)
- 第三章 特定外来生物の防除(第十一条—第二十条)
- 第四章 未判定外来生物(第二十一条—第二十四条)
- 第五章 雑則(第二十五条—第三十一条)
- 第六章 罰則(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もつて生物の多様性の確保、人の生命及び身体保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(以下「外来生物」という。)であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きてゐるものに限る。)及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの(生きてゐるものに限る。)に限る。)をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に關し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これに

ついて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要な事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合

二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について

て次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(輸入の禁止)

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。

ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放つこと、植えること又はまくことの禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定外来生物の防除

(主務大臣等による防除)

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分(以下「捕獲等」という。)その他の防除の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定は、適用しない。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(損失の補償)

第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(訴えの提起)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(原因者負担)

第十六条 国は、第十一条第一項の規定による防除の実施が必要となつた場合において、その原因となつた行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法)

第十七条 主務大臣等は、前条の規定により費用を負担せようとするときは、主務省令で定めるところにより、その負担せようとする費用(以下この条において「負担金」という。)の額及びその納付期限を定めて、その納付を命じなければならない。

2 主務大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、主務省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、主務省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4 主務大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金(以下この条において「延滞金」という。)を納付しないときは、国税の滞納処分の例

により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の確認を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

20 第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の確認を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の確認を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十條 第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第二項の確認を受けた防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなつたと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第四章 未判定外来生物

(輸入の届出)

第二十一条 未判定外来生物(在来生物とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの(生きてゐるものに限る。))をいう。以下同じ。を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。

(判定)

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

(外国における輸出者に係る未判定外来生物)

第二十四条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることができる。

2 第二十二條の規定は、前項に規定する届出について準用する。

第五章 雑則

(輸入のための証明書の添付等)

第二十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物(生きてゐるものに限る。))は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

2 前項の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所へ輸入してはならない。

(取締りに従事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第六条第一項又は第十条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員(次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。))は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に関し必要な事項は、政令で定める。

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実に図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))を定めることができる。

(主務省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者

三 第六条第一項の規定による命令に違反した者

四 第七条又は第九条の規定に違反した者

五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前条第一号又は第五号に該当する者を除く。)

二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者

三 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十二条 一億円以下の罰金刑

二 第三十三条 五十万円以下の罰金刑

三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項及び第二項の規定の例により、特定外来生物による生態系に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針について同項の

閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第三條第一項及び第二項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

(政令への委任)

第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第五條 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第三号を次のように改める。

三 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一百十号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第 号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、特定の場合を除いて特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除を促進するほか、未判定外来生物の輸入の制限その他所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めること。

2 特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いは、學術研究等の目的で特定外来生物の飼養等を行うことについて主務大臣の許可を受けた場合を除き、禁止すること。

3 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、まいてはならないこと。

4 特定外来生物による生態系等に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うこと。

5 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて防除の内容等が主務大臣等により公示された事項に適合するものについて、主務大臣のその旨の確認を受けることができ

ること。

6 国又は地方公共団体は、防除の実施が必要となつた場合において、その原因となつた行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができること。

7 生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある未判定外来生物の輸入をしようとする者は、あらかじめ主務大臣に届け出て、当該被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならないこと。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除を促進するほか、未判定外来生物の輸入の制限その他所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十六年五月二十五日

環境委員長 小沢 鋭仁
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 特定外来生物の指定に当たっては、諸外国の知見や学識経験者の意見を参考にして、適切に指定を行うこと。また、被害に係る新たな知見が得られた場合には、特定外来生物への指定を

検討すること。

二 特定外来生物の防除の実施に際しては、防除を行う地域における在来生物の混獲等への配慮や危険なものの使用を避け、在来生物の生態系に影響を及ぼさないよう努めること。

三 海外から輸入される生物の種及び数量の実態把握に努めるとともに、関係府省間の連携に努め、特定外来生物が密輸入されることのないよう、水際対策を強化すること。輸入貨物への付着等によつて、非意図的に導入される外来生物について、導入経路及び生育状況の調査並びに監視に努めること。

四 本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。

五 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。

六 外来生物対策の必要性について、広報活動、教育活動など様々な手段を用い、国民や動物取扱業者等の関係者に普及啓発・周知を徹底すること。

七 国内由来の外来生物の問題については、自然公園法等の既存法令を活用した規制の強化などを行うこと。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十六年四月九日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律

(消防法の一部改正)
第一条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の三に次の一項を加える。

指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準(第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く)は、市町村条例で定める。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 住宅の用途に供される防火対象物(その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。)の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器(住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従ひ市町村条例で定める。

第四十二条第一項に次の一号を加える。

八 第二十五条第三項(第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

第四十四条第六号中「第九条の二第一項」を「第九条の三第一項」に改める。

第四十六条中「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)
第二条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「業務を」を「業務(以下「防災業務」という。)を」に改め、同条第四項中「化学消防自動車」の下に「泡放水砲」を加え、同条第六項中「事務所の長」の下に「(以下「関係管区海上保安本部の事務所の長」という。)を加える。

第十七条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定事業者は、その選任した防災管理者(第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む)に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならない。

第十八条第一項中「第十六条第二項の規定による業務」を「防災業務」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、前項の防災規程の変更を命ずることが出来る。

3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることが出来る。

第十九条第五項中「準用する。」を「前条第三項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第三項中「前項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第二項の共同防災規程の変更を命ずることが出来る。

第十九条の次に次の一条を加える。

(広域共同防災組織)

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるための広域的な共同防災組織(以下「広域共同防災組織」という。)を設置することが出来る。

2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならない。

4 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事(当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

5 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長(広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。)に通知しなければならない。

域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。)に通知しなければならない。

6 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第三項の広域共同防災規程の変更を命ずることが出来る。

7 都道府県知事等は、前項の規定により変更を命ずるとき及び次項において準用する第十八条第三項の規定により停止を命ずるときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。

8 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織について、第十八条第三項の規定は第六項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第四項の規定は広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「市町村長等」とあるのは「都道府県知事等」と、「前項」とあるのは「第十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

第二十條の次に次の一条を加える。

(定期報告)

第二十条の二 特定事業者は、一年を下らない主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならない。

第二十一条第一項第三号中「第十九条第四項」の下に「(第十九条の二第八項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な

措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条に次の一項を加える。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第二十四条第一項中「共同防災規程」の下に「広域共同防災規程」を加え、「及び共同防災組織」を「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(情報提供の要求)

第二十四条の二 災害の現場においては、市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。)又はその委任を受けた市町村(特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。)の吏員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

第二十五条第一項中「(特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。)」を削り、「第十六条第六項に規定する政令で定める管区海上保安本部」を「関係管区海上保安本部」に、「又は共同防災組織」を「共同防災組織又は広域共同防災組織」に改め、同条第二項中「(特別区の存する区域においては、都の吏員及び同項に規定する)」を「の吏員及び」に、「管区海上保安本部」を「関係管区海上保安本部」に改める。

第二十七条第三項第六号中「除く。」の下に「この連絡を行い。」を加え、「連絡」を「連絡調整」に改める。

第二十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 本部長は、特別防災区域において発生した

災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第三十一条第二項第九号中「及び共同防災組織」を「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関して、防災計画の確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

第四十六条第一項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改め、同項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の二第二項の規定による意見の聴取、同条第四項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項若しくは同条第八項において準用する第十八条第三項の規定による命令、第十九条の二第七項の規定による協議又は第三十六条第二項の規定による指定に関する事項については、総務大臣

第四十六条第二項第一号中「第十七条第五項若しくは」を「第十七条第六項」に、「の規定による届出」を「若しくは第十九条の二第四項の規定による届出」に、「若しくは第十九条第二項の防災規程若しくは共同防災規程」を「の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程」に、「又は」を「第十九条の二第三項の広域共同防災規

程又は」に、「第四十一条第一項」を「第二十条の二若しくは第四十一条第一項」に改める。

第四十九条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第二項」を「第十八条第三項(第十九条第六項、第十九条の二第八項又は第二十一条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条の二の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者
第五十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十一条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第二項」に改める。

第五十一条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十号の二又は第三十九号の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消防法第九条の三に一項を加える改正規定並びに第二条中石油コンビナート等災害防止法第十六条第四項の改正規定、同法第十九条の次に一條を加える改正規定、同法第二十一条第一項第三号及び第二十四条第一項の改正規定、同法第二十五条第一項の改正規定(又は共同防災組織)を「共同防災組織又は広域共同防災組織」に改める部分に限る。)、同法第二十七条第三項第六号及び第三十一条第二項第九号の改正規定、同法第四十六条第一項中第三号を削り、第二号を第三号

とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同法第四十六条第二項第一号の改正規定(の規定による届出)を「若しくは第十九条の二第四項の規定による届出」に改める部分及び「又は」を「第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は」に改める部分に限る。)、同法第四十九条第三号の改正規定(同法第十九条の二第八項において準用する第十八条第三項に係る部分に限る。))並びに同法第五十条第三号の改正規定(同法第十九条の二第六項に係る部分に限る。))公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中消防法第九条の三を同法第九条の四とし、同法第九条の二を同法第九条の三とし、同法第九条の次に一條を加える改正規定、同法第四十四条及び第四十六条の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(住宅用防災機器に関する経過措置)
第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法第九条の二第一項に規定する住宅(以下この条において「住宅」という。)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条において「住宅用防災機器」という。又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第二項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村(特別区の存する区域においては、都の条例で定める日までの間、同条第一項の規定は、適用しない。)

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

(経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に關する改善命令の導入等に關する規定を整備するほか、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が市町村条例で定める基準に従い住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする等所要の規定を整備しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 消防法の一部改正に關する事項

(一) 住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする。

(二) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準は、市町村条例で定めるものとする。

(三) 火災の現場において、消防吏員等から情報の提供を求められて、情報の提供をしない者等に對する罰則を整備すること。

(四) その他所要の規定の整備を図ること。

2 石油コンビナート等災害防止法の一部改正に關する事項

(一) 防災管理者等に關すること。

特定事業者は、その選任した防災管理者等に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に關する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならないものとする。

(二) 特定事業者に對する措置命令等に關すること。

(1) 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に對し、期間を定めて、防災規程又は共同防災規程の変更を命ずることができるものとする。

(2) 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に對し、期間を定めて、広域共同防災規程の変更を命ずることができるものとする。

(3) 市町村長等は、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要の限度において、当該特定事業者に對し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(4) 市町村長等又は都道府県知事等は、(1)から(3)までの命令に違反した特定事業者に對し、期間を定めて、特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができるものとする。

(5) 都道府県知事等は、(2)又は(4)の命令に当たっては、あらかじめ、関係市町村長等に協議しなければならないものとする。

(三) 広域共同防災組織の設置に關すること。

(1) 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、一定の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に關する特定事業者は、自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるため広域共同防災組織を設置することができるものとする。

(2) 主務大臣は、(1)の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

(3) (1)の特定事業者は、協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に關する事項等について、広域共同防災規程を定めなければならないものとする。

(4) (1)の特定事業者を代表する者は、(3)の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事等に届け出なければならないものとする。

(5) 都道府県知事等は、(4)による届出があつたときは、当該届出の内容を関係市町村長等に通知しなければならないものとする。

四 定期報告に關すること。

特定事業者は、一定の期間ごとに、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならないものとする。

(五) 情報提供の要求に關すること。

災害の現場においては、市町村長等は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に對して、必要な事項について、情報の提供を求めることができるものとする。

(六) 石油コンビナート等防災本部の組織に關すること。

石油コンビナート等防災本部の本部長は、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に對し、専門的知識を有する職員の派遣を要請することができるものとする。

(七) 石油コンビナート等防災計画に關すること。

石油コンビナート等防災本部及びその協議会は、石油コンビナート等防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に關して、防災計画の確かつ円滑な実施の推進に關する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(八) その他

3 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

(1) 一 (二)並びに二の(一)の一部及び(三)公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 一の(一) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(二) この法律の施行に關し必要な経過措置を定めるものとする。

二 議案の可決理由

事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に關する改善命令の導入等に關する規定を整備するほか、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用

平成十六年五月二十七日 衆議院会議録第三十六号

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案及び同報告書 航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

二二

途に供される防火対象物の関係者が市町村条例で定める基準に従い住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとする等所要の規定を整備しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十六年五月二十五日

総務委員長 佐田玄一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 住宅用火災警報器等の設置が住宅火災における死者発生率の低減に高い効果を上げていることにかんがみ、技術開発及び適正競争の実現を図るなど市場原理の活用による消費者の負担軽減、地域防災組織との連携及び地方公共団体等による支援策による高齢者等の住宅における設置促進を通じて、その積極的な普及に努めること。

二 ごみ固化燃料等起因する火災が多発している現状にかんがみ、施設における安全管理・搬送体制等が十分に確保されるよう財政的な配慮を含め適切な措置を講ずるとともに、火災発生の危険性が高い新物品が開発された場合には、その普及に先駆けて当該物品の危険性について事前に十分に調査・把握するよう努め、必要な安全対策を講ずること。

三 石油コンビナート等特別防災区域の事業者に対する防災業務の改善措置命令の発動に当たっては、市町村長等が不適正な状態の実質的な改善に向けて積極的に対応できるよう、運用基準の整備等に努めること。

四 広域共同防災組織に係る区域を定める政令を

制定するに当たっては、災害の発生頻度や特定事業所の集中度等を踏まえ、平成十五年十勝沖地震時におけるタンク火災の類似事故が起った場合でも効果的に消火が可能となるよう、特定事業者による防災資機材等の配備が十分かつ重点的なものとなり、石油コンビナートの防災体制が十分に確保されるように配慮すること。
また、泡消火薬剤の配備については、地方公共団体もその備蓄を行えるよう、財源措置の充実に努めること。

五 昨今の多発する企業災害や大規模地震等に対する危機管理の重要性にかんがみ、消防力基準の充実に努めるとともに、全国的観点からの消防庁及び緊急消防援助隊等の体制整備を地方公共団体等と連携しさらに推進すること。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるとの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十六年四月七日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 倉田 寛之

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるとの件
航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定

日本国及びウズベキスタン共和国は、両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航

空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望し、
両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、ウズベキスタン共和国にあっては民間航空局長官及び同局長官が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。
(b) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(c) 「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。
(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行う航空業務をいう。
(f) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し又は運営する航空運送企業をいう。
(g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「付表」とは、この協定の付表又は第十七条の規定による改正後の付表をいう。

(i) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。
(j) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。
2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しかつ運営することができるようになるため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許す。

第三条

1 いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができ。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。
(a) 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。
(b) 権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。
(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備

部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

- (a) 航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要
- (b) 直通航空路運営の要求
- (c) 航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3 両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十一条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) 航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十六条の規定に従って解決する。

(d) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合に

は、第十六条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十二条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計(指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの)を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十三条

1 両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、千九百六十二年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約及び千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約に従って行動する。

2 両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空機の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

第十三条

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ国際民間航空条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求するものとする。

第十四条

4 各締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるものとする。各締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいづれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

1 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が国際民間航空条約の附属書とされる国際標準(以下「国際標準」という。)に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合に、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

第十四条

1 一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が国際民間航空条約の附属書とされる国際標準(以下「国際標準」という。)に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合に、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかつたと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、自国の領域内(飛行中である場合を除く。)において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の整備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

第十五条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関する

あらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

第十七条

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国の国民でない者に限る。)との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかつた場合には、いづれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十八条

1 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の

日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定(付表を除く。)の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十八条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第十九条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十一条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

第二十二条

これまで両締約国の間で適用されてきた千九百六十六年一月二十一日にモスクワで署名された航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、この協定の効力発生の際に両締約国の間において終了する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千三年十二月二十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
川口順子

ウズベキスタン共和国のために
S・サファールエフ

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
日本国内の地点—タシケント及び(又は)後に合意されるウズベキスタン共和国内の一地点—以遠の地点
2 ウズベキスタン共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線
ウズベキスタン共和国内の地点—東京及び(又は)大阪

3 いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によつて省略することができる。

航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国とウズベキスタンとの間の定期航空路開設に関しては、従来よりウズベキスタン側から希望が表明されていたが、我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が十分なこと等の理由からこれに依り得る状況になかった。しかし、近年、両国の関係が緊密化してきていることを踏まえ、政府は、ウズベキスタンとの間の定期航空路線の開設により両国との間の関係が更に一層強化されることの認識の下、航空協定締結交渉を行うこととした。交渉は、平成十五年四月に行われ、協定案文につき実質的な合意に達したので、同年十二月二十二日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とウズベキスタンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、航空の安全のための措置に関する第十四条を除き、我が国がこれまで締結した航空協定とほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域

に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができること。

2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線(以下「特定路線」という。)において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができることに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができること。

3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最惠国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品等について相手国の関税等を免除されること。

4 指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な機会を与えられて参加することができること。

5 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として供給すること。

6 運賃は、原則として関係指定航空企業の間で合意し、両国の航空当局の認可を受けること。

7 両国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとること。

8 各締約国は、相手国に対し、相手国の航空施設等に関する安全の標準についての協議を要請することができる、その相手国は、協議の結果、国際標準に適合していないと判明した

場合、国際標準に適合させるために必要な措置をとらなければならないこと。

9 付表に定める路線は次のとおりである。

(一) 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—タシケント及び(又は)後に合意されるウズベキスタン共和国内の一地点—以遠の地点

(二) ウズベキスタン共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ウズベキスタン共和国内の地点—東京及び(又は)大阪

なお、本協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日・ウズベキスタン間の人的、物的交流が大きく促進され、両国友好関係の広範な分野における一層の強化に資するものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十六年五月二十六日

外務委員長 米澤 隆
衆議院議長 河野 洋平殿

旅券法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十六年五月二十六日

提出者
外務委員長 米澤 隆

旅券法の一部を改正する法律

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の四とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても当該事務を処理することができるようになるため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「在留期間の更新」を「取消し等」に、

「第二十二條の三」を「第二十二條の四」に、

「第二十四條」を「第二十四條の二」に、「第六章 船舶等の長及び運送業者の責任(第五十六條—第五十九條)」を「第五章の二 出国命令(第五十五條の二—第五十五條の六) 第六章 船舶等の長及び運送業者の責任(第五十六條—第五十九條)」に改める。

第五条第一項第九号を次のように改める。

九 次のイからニまでに掲げる者で、それぞれ当該イからニまでに定める期間を経過していないもの

イ 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年

ロ 第二十四條各号(第四号からヨまで及び第四号の三を除く。)のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者

で、その退去の日前に本邦からの退去を強制されたこと及び第五十五條の三第一項の規定による出国命令により出国したことのないもの 退去した日から五年

ハ 第二十四條各号(第四号からヨまで及び第四号の三を除く。)のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者(ロに掲げる者を除く。) 退去した日から十年

二 第五十五條の三第一項の規定による出国命令により出国した者 出国した日から一年

第四章第一節中第二十二條の三の次に次の一条を加える。

(在留資格の取消し)

第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人(第六十一條の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。)について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により、当該外国人が第五條第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けたこと。

二 偽りその他の不正の手段により、上陸許可の証印等(前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)又はこの節(第十九條第二項を除く。)の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この号、次号及び第四号において同じ。)の申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するものとして、当該上陸許可の

証印等を受けたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けたこと。

四 前三号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書(不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた第七條の二第一項の規定による証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。)又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)

2 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。

3 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を当該外国人に通知しなければならない。

4 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

5 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなくして第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わ

ないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。

6 法務大臣は、第二項(第三号から第五号までに係るものに限る。)の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

7 法務大臣は、前項の規定により期間を指定する場合には、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。

第二十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十二條の四第一項第一号又は第二号に係るものに限る。)の規定により在留資格を取り消された者

二の三 第二十二條の四第六項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

第二十四条に次の二号を加える。

八 第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

九 第五十五條の六の規定により出国命令を取り消された者

第四章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

(出国命令)

第二十四条の二 前条第二号の三、第四号口又は第六号から第七号までのいずれかに該当する外国人で次の各号のいずれにも該当するもの(以下「出国命令対象者」という。)については、同条の規定にかかわらず、次章第一節から第三節まで及び第五章の二に規定する手続

により、出国を命ずるものとする。

一 速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら入国管理官署に出頭したこと。

二 前条第三号、第四号ホからヨまで、第八号又は第九号のいずれにも該当しないこと。

三 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に關する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五條の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること。

第四十五條第一項中「引渡」を「引渡し」に、「第二十四條各号の一」を「退去強制対象者第二十四條各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四十七條第四項中「第二項」を「第三項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十四條各号の一」を「退去強制

対象者」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附した」を「付した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第四十八條第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第六項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「判定したとき」の下に「(容疑者が第二十四條各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。)」を加え、同条第八項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 特別審査官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき(容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。)は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、特別審査官は、当該容疑者が第五十五條の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第四十九條第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第四項中「異議の申出」の下に「(容疑者が第二十四條各号のいずれにも該当

しないことを理由とするものに限る。」を加え、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五条の三第一項の規定により出国命令をしたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

第五十一条中「第四十七条第四項」を「第四十七条第五項」に、「第四十八条第八項」を「第四十八条第九項」に、「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 出国命令

（出国命令に係る審査）

第五十五条の二 入国警備官は、容疑者が出国命令対象者に該当すると認めるに足りる相当の理由があるときは、第三十九条の規定にかかわらず、当該容疑者に係る違反事件を入国審査官に引き継がなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定により違反事件の引継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国命令対象者に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、当該容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。

4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由があ

るときは、その旨を入国警備官に通知するとともに、当該違反事件を入国警備官に差し戻すものとする。

（出国命令）

第五十五条の三 主任審査官は、第四十七条第二項、第四十八条第七項、第四十九条第五項又は前条第三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る容疑者に対し、本邦からの出国を命じなければならない。この場合において、主任審査官は、十五日を超えない範囲内で出国期限を定めるものとする。

2 主任審査官は、前項の規定により出国命令をする場合には、当該容疑者に対し、次条の規定による出国命令書を交付しなければならない。

3 主任審査官は、第一項の規定により出国命令をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができ。

（出国命令書の方式）

第五十五条の四 前条第二項の規定により交付される出国命令書には、出国命令を受ける者の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出国期限、交付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

（出国期限の延長）

第五十五条の五 主任審査官は、法務省令で定めるところにより、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者から、当該出国命令に係る出国期限内に出国することがで

きない旨の申出があつた場合には、船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由があると認めるときに限り、当該出国期限を延長することができる。

（出国命令の取消し）

第五十五条の六 主任審査官は、第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者が同条第三項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該出国命令を取り消すことができる。

第五十九条の二第一項中「若しくは第五十条第一項の規定による許可」を「第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五の規定による許可若しくは第二十二條の四第一項の規定による在留資格の取消し」に改める。

第六十一条の二の七中「第四十七条第四項」を「第四十七条第五項」に、「第四十八条第八項」を「第四十八条第九項」に、「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項」に改める。

第六十一条の三第二項第一号中「口頭審理」の下に「並びに出国命令についての審査を加え、同項第四号を同項第六号とし、同号の前に次の一号を加える。」

五 第五十五条の三第一項の規定による出国命令をすること。

第六十一条の三第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條の四第二項の規定による意見の聴取を行うこと。

第六十三条第一項中「第二十四条各号の二」を「退去強制対象者」に、「容疑者の出頭を求め、二を「容疑者の出頭を求め」に、「出張し

て」を「出張して」に、「引渡を受けたときは、」を「引渡しを受けたときは」に、「理由があるときは、」を「理由があるときは」に改め、同条第三項中「第四十五条」の下に「又は第五十五条の二第二項」を加え、「当つて」を「当たつて」に改める。

第六十九条の二ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二條第二項（第二十二條の二第四項第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する権限及び第二十二條の四第一項に規定する権限（永住者の在留資格に係るものに限る。）並びに第六十一条の二の二第一項及び第六十一条の二の五に規定する権限については、この限りでない。

第七十条第一項中「二」を「いずれかに」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第二十二條の四第一項（第一号又は第二号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消された者で本邦に残留するもの第七十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十二條の四第六項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

第七十条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者で、当該出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留するもの

八の三 第五十五条の六の規定により出国命令を取り消された者で本邦に残留するもの
第七十二条中「二」を「いづれかに」に改め、
同条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第五十五条の三第一項の規定により
出国命令を受けた者で、同条第三項の規定
に基づき付された条件に違反して逃亡した
もの

第七十三条中「二十万円」を「二百万円」に改める。
第七十三条の二第二項中「一」を「いづれかに」に、「二百万円」を「三百万円」に改め、同条
第二項中「第二号」を「第三号の二まで」
に、「若しくは第七号の二」を「第七号の二、
第八号の二若しくは第八号の三」に改める。
第七十六条、第七十七条及び第七十八条中
「二」を「いづれかに」に改める。
別表第一中「別表第一(第二条の二、第十九条
関係)」を「別表第一(第二条の二、第五条、第七
条、第七条の二、第十九条、第二十二條の三、
第二十二條の四、第二十四條関係)」に改める。
別表第二中「別表第二(第二条の二、第十九条
関係)」を「別表第二(第二条の二、第七条、第二
十二條の三、第二十二條の四関係)」に改める。
第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次の
ように改正する。

目次中「第六十一条の二の八」を「第六十一条
の二の十四」に改める。
第二条第十二号の二中「難民の認定に関する
事実の調査」を「第六十一条の三第二項第二号
(第六十一条の二の八第二項において準用する
第二十二條の四第二項に係る部分に限る。)及び
第六号(第六十一条の二の十四第一項に係る部
分に限る。)に掲げる事務」に改める。

第六条第一項中「第六十一条の二の六」を「第
六十一条の二の十二」に改める。
第七條第一項及び第九條第三項中「第六十一
條の二の六第一項」を「第六十一条の二の十二第
一項」に改める。
第二十三條第一項中「若しくは一時庇護許可
書」を「一時庇護許可書若しくは仮滞在許可
書」に改める。
第二十四條第二号の三中「第二十二條の四第
六項」の下に「(第六十一条の二の八第二項にお
いて準用する場合を含む。)」を加える。
第二十四條に次の一号を加える。
十 第六十一条の二の二第一項若しくは第二
項又は第六十一条の二の三の許可を受けて
在留する者で、第六十一条の二の七第一項
(第一号又は第三号に係るものに限る。)の
規定により難民の認定を取り消されたもの
第五十九條の二第一項中「第六十一条の二の
五」を「第六十一条の二の十一」に改める。
第六十一条の二第二項を削り、同条第三項中
「第一項」を「難民」に改め、同項を同条第二項と
する。
第六十一条の二の八を削る。
第六十一条の二の七を第六十一条の二の十三
とし、第七章の二中同条の次に次の一条を加え
る。

(事実の調査)
第六十一条の二の十四 法務大臣は、難民の認
定、第六十一条の二の二第二項若しくは第二
項、第六十一条の二の三若しくは第六十一
條の二の四第一項の規定による許可、第六十一
條の二の五の規定による許可の取消し、第六
十一條の二の七第一項の規定による難民の認
定の取消し又は第六十一条の二の八第一項の

規定による在留資格の取消しに関する処分を
行つたため必要がある場合には、難民調査官に
事実の調査をさせることができる。
2 難民調査官は、前項の調査のため必要があ
るときは、関係人に対し出頭を求め、質問を
し、又は文書の提示を求めることができる。
3 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査
について、公務所又は公私の団体に照会して
必要な事項の報告を求めることができる。
第六十一条の二の六中第八項を第九項とし、
第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同
条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加
える。
2 前項の規定により難民旅行証明書の交付を
受ける外国人で、外国の難民旅行証明書を所
持するものは、その交付を受ける際に当該外
国の難民旅行証明書を法務大臣に提出しなけ
ればならない。
第六十一条の二の六を第六十一条の二の十二
とし、第六十一条の二の五を第六十一条の二の
十一とする。
第六十一条の二の四の見出しを「(異議申立
て)」に改め、同条中「それぞれその通知を受
けた日から七日以内に」を削り、「手続により、
不服の理由」を「事項」に、「異議を申し出る」を
「異議申立てをする」に改め、同条後段を削り、
同条第二号中「第六十一条の二の二第一項」を
「第六十一条の二の七第一項」に改め、同条に次
の五項を加える。
2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法
(昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条の
期間は、第六十一条の二第二項又は第六十一

條の二の七第二項の通知を受けた日から七日
以内とする。
3 法務大臣は、第一項の異議申立てに対する
決定に当たつては、法務省令で定めるところ
により、難民審査参与員の意見を聴かなけれ
ばならない。
4 法務大臣は、第一項の異議申立てについて
行政不服審査法第四十七条第一項又は第二項
の規定による決定をする場合には、当該決定
に付する理由において、前項の難民審査参与
員の意見の要旨を明らかにしなければならな
い。
5 難民審査参与員は、法務大臣に対し、異議
申立人又は参加人に口頭で意見を述べること
を与えるよう求めることができる。この場合
において、法務大臣は、速やかにこれらの者
に当該機会を与えなければならない。
6 難民審査参与員は、行政不服審査法第四
八条において準用する同法第二十五条第一項
ただし書又は前項の規定による異議申立人又
は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会
い、及びこれらの者を審尋することができる。
第六十一条の二の四を第六十一条の二の九と
し、同条の次に次の一条を加える。
(難民審査参与員)
第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の
規定による異議申立てについて、難民の認定
に関する意見を提出させるため、難民審査参
与員若干人を置く。
2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、
前条第一項の異議申立てに関し公正な判断を
することができ、かつ、法律又は国際情勢に

関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 難民審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 難民審査参与員は、非常勤とする。

第六十一条の二の三を削る。

第六十一条の二の二第一項中「ものが次の各号の一に該当することとなつたを」ものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したに改め、「ときは」の下に、「法務省令で定める手続により」を加え、同項第二号中「場合」を「こと」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「場合」の下に「に該当することとなつたこと」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。

第六十一条の二の二を第六十一条の二の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(難民の認定を受けた者の在留資格の取消し)
第六十一条の二の八 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 第二十二條の四第二項から第七項までの規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同

条第六項中「第一項第三号から第五号までに係るものに限る。」とあるのは「第六十一条の二の八第一項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二の次に次の五条を加える。
(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者)をいう。以下同じ。であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日)から六月を経過した後前条第一項の申請を行つたものであるとき。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。

二 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあつた領域から直接本邦に入つたものでないとき。

三 第二十四条第三号又は第四号ホからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

四 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一

章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に關する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 法務大臣は、前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるかを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

3 法務大臣は、前二項の許可をする場合には、在留資格及び在留期間を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該在留資格及び在留期間を記載した難民認定書(在留資格証明書)を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

第六十一条の二の三 法務大臣は、難民の認定を受けている外国人(前条第二項の許可によ

り在留資格を取得した者を除く。)から、第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十二條の二第二項(第二十二條の三において準用する場合を含む。)の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、第二十条第三項(第二十二條の二第三項(第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該外国人が前条第一項第一号に該当する場合を除き、これを許可するものとする。
(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 仮上陸の許可を受けているとき。

二 寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

三 第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

四 本邦に入つた時に、第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。

五 第二十四条第三号又は第四号ホからヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由があるとき。

六 第六十一条の二の二第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することが明らかであるとき。

七 本邦に入つた後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盗犯等の防止及び処分に關する法律の罪又は特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

八 退去強制令書の発付を受けているとき。

九 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるとき。

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可に係る滞在期間(以下「仮滞在期間」という。)を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

3 法務大臣は、第一項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押す

つさせることができる。

4 法務大臣は、第一項の許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたときは、これを許可するものとする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間(前項の規定により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。)は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとす

一 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の異議申立てがなくて同条第二項の期間が経過したこと。

二 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の異議申立てがあつた場合において、当該異議申立てが取り下げられ、又はこれを却下若しくは棄却する旨の決定があつたこと。

三 難民の認定がされた場合において、第六十一条の二の二第一項及び第二項の許可をしない処分があつたこと。

四 次条の規定により第一項の許可が取り消されたこと。

五 第六十一条の二第二項の申請が取り下げられたこと。

(仮滞在の許可の取消し)

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の許可を受けた外国人について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

一 前条第一項の許可を受けた当時同項第四号から第八号までのいずれかに該当していたこと。

二 前条第一項の許可を受けた後に同項第五号又は第七号に該当することとなつたこと。

三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四 不正に難民の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。

五 第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。

(退去強制手続との関係)

第六十一条の二の六 第六十一条の二の二第一項又は第二項の許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由として、第五章に規定する退去強制の手続(第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。)を行わない。

2 第六十一条の二第二項の申請をした在留資格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3 第六十一条の二第二項の申請をした在留資格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一

項の許可を受けていないもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過することとなつたもの(同条第五項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。)について、第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、同条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの事由に該当することとなるまでの間は、第五十二条第三項の規定による送還(同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。)を停止するものとする。

4 第五十条第一項の規定は、第二項に規定する者で第六十一条の二の四第五項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたもの又は前項に規定する者に対する第五章に規定する退去強制の手続については、適用しない。

第六十一条の三第二項第二号中「第二十二條の四第二項」の下に「(第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第六号中「第六十一条の二の三第一項の規定に基づく」を「第六十一条の二の十四第一項に規定する」に改める。

第六十八條第一項中「第六十一条の二の六第一項」を「第六十一条の二の十二第一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第六十九條の二ただし書中「第六十一条の二の二第一項及び第六十一条の二の五」を「第六十一条の二の七第一項及び第六十一条の二の十一」に改める。

第七十條第一項第三号の二中「第二十二條の四第六項」の下に「第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第七十条第一項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの

第七十二条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

第七十二条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第六十一条の二の七第三項又は第六十一条の二の十三の規定に違反して難民認定証明書又は難民旅行証明書を返納しなかつた者

五 第六十一条の二の十二第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内これを返納しなかつたもの

第七十三条の二第二項中、「第八号の二若しくは第八号の三を」若しくは第八号の二から第八号の四まで」に改める。

別表第一中「第二十四条」の下に、「第六十一条の二の二、第六十一条の二の八」を加える。

別表第二中「第二十二條の四」の下に、「第六十一条の二の二、第六十一条の二の八」を加える。

第三条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第六条から第九条まで及び第十二条(第四十七條第二項、第四十九條第五項)を、第四十七條第三項及び第五項、第四十八條第九項、第四十九條第六項に改める部分及び「第五十五條第二項」の下に、「第五十五條の三第二項」を加える部分を除く。の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

(第一条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条各号第四号からヨまで及び第四号の三を除く。のいずれかに該当して本邦から退去を強制された者に対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第五条第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の出入国管理

及び難民認定法第二十二條の四第一項(第一号に係るものに限る。)の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けた者に対する在留資格の取消しについても、適用する。

第四条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項(第一号に係るものを除く。)の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又は第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節の規定による許可(以下この条において「上陸許可の証印等」という。)を受けた者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第五条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行わないで在留しているものに対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項第五号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)施行後継続して三月」とする。

(第二条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定

法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議の申出は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない処分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議申立てとみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二の規定は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない処分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この場合において、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二第一項中「前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした」とあるのは「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)の規定

による難民の認定を受けている」と、同条第二項中「前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項」とあるのは「在留資格未取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない処分がされているとき(退去強制令書の発付を受けているときを除く)、又は出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第七條の規定により適用される前項」とする。

(外国人登録法の一部改正)

第八條 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項、第七條第一項及び第十二條第一項中「第六十一條の二の六」を「第六十一條の二の十二」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第九條 道路交通法(昭和三十五年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「第六十一條の二の六第一項」を「第六十一條の二の十二第一項」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十條 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「第四十五條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二條第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」を「第四十七條第一項、第四十八條第六項、第四十九條第四項及び第六十二條第一項中「第二十四條

各号」とあり、入管法第四十五條第一項中「退去強制対象者第二十四條各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。」とあり、並びに入管法第四十七條第三項、第五十五條の二第四項及び第六十三條第一項中「退去強制対象者」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第十一條 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「第四十七條第四項」を「第四十七條第五項」に、「第四十八條第八項」を「第四十八條第九項」に、「第四十九條第五項」を「第四十九條第六項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十二條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第六十一條の二の四」を「第六十一條の二の九第一項」に、「第四十七條第二項、第四十九條第五項」を「第四十七條第三項及び第五項、第四十八條第九項、第四十九條第六項」に改め、「第五十五條第二項」の下に「第五十五條の三第二項」を加え、「第六十一條の二第三項並びに第六十一條の二の六第一項」を「第六十一條の二第二項、第六十一條の二の二第三項、第六十一條の二の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む)、第六十一條の二の七第二項並びに第六十一條の二の十二第一項」に改める。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、出入国管理の現状等にかんがみ、不法滞在在者等に適正かつ厳格に対処するため、罰則の強化等の所要の法整備を行うとともに、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことにかんがみ、より公正な手続で難民の適切な庇護を図る観点から、難民認定制度の見直しを行うほか、障害者の社会活動への参加を不当に阻むことのないよう、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 不法滞在在者等対策

(一) 不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げるものとする。

(二) 悪質な不法滞在在者に係る上陸拒否期間を十年に伸張するものとする。

(三) 自ら当局に出頭した不法滞在在者について簡易・迅速に出国させるための出国命令制度を創設すること。

(四) 偽りその他不正の手段により上陸許可を受けるなど本来我が国に入国・在留することのできない外国人等に対して、意見聴取を行う等の手続を執った上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消すことができる制度を創設すること。

2 難民認定制度の見直し

(一) 不法滞在在者である難民認定申請中の者について、仮滞在許可制度を創設することとし、同許可を受けた者については、退去強制手続を停止し、難民認定手続を退去強制手続に先行して行うものとする。

(二) 難民として認定された者のうち一定の要件を満たす者には、一律に在留を許可するものとする。

(三) 難民不認定処分等について異議の申立てがなされた場合に、その申立てに対する処分の決定に当たっては有識者等からなる難民審査委員の意見を聴かなければならぬものとする。

3 精神障害者に係る上陸拒否事由の見直し

精神上の障害のある外国人について、精神上の障害により判断能力を欠く常況等にある外国人が本邦における活動を補助する者を随伴しない場合に限って上陸を拒否するものとする。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、不法滞在在者等に適正かつ厳格に対処するため、罰則の強化等の所要の法整備を行うとともに、より公正な手続で難民の適切な庇護を図る観点から、難民認定制度の見直しを行うほか、障害者の社会活動への参加を不当に阻むことのないよう、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十六年五月二十七日 衆議院會議録第三十六号

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び同報告書 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

三四

右報告する。

平成十六年五月二十六日

法務委員長 柳本 卓治

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 退去強制手続、在留特別許可等の運用に当たっては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分考慮し、画一的な運用とならないよう留意すること。

二 新しい出国命令制度及び在留資格の取消し制度の運用に当たっては、本邦に在留する外国人の生活及び家族関係等に十分配慮すること。

三 難民認定申請者に対する仮滞在許可制度については、第三国を短期間で経由した者や經由国で有効な保護を受けられない者を許可の対象から排除しないように、上陸後六ヶ月経過後の申請の場合も申請者の事情を十分斟酌し実情に即して但し書きを適用するように、仮滞在が不許可となつたときも難民条約の趣旨に沿つて仮放免制度の柔軟な運用をするように努めること。

四 難民認定手続のより一層の充実を図るため、難民調査官に対する国際情勢等に関する定期的な研修の実施、難民調査官の十分な人数の確保等に努めるとともに、手続の客観性及び透明性が確保されるよう適切に措置すること。

五 難民審査参与員制度については、専門性を十分に確保する観点から、国連難民高等弁務官事務所、日本弁護士連合会及びNGO等の難民支

援団体からの推薦者から適切な者を選任するなど留意するとともに、難民審査参与員の調査手段が十分に確保されるよう体制の整備を図ること。

六 難民への生活支援に関しては、十分な予算の確保及びNGO等民間の諸団体との連携の推進に努めるとともに、必要があれば支援体制の法制化なども含め、支援のあり方について検討を行うこと。

七 仮滞在許可制度、難民に対する在留資格の付与、難民認定における不服申立制度等、難民認定に関する各種制度のあり方について、その運用状況を勘案しつつ、必要があれば速やかに検討を行うこと。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。
平成十六年三月二十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 倉田 寛之

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条・第二条)」を「第一章 総則(第一条・第二条)」を「第一章の二 基本方針及び基本計画(第二条の二・第二章の二)」に、「第九条」を「第九条の二」に改める。

前文中「行為」の下に「を含む重大な人権侵害」を加え、「その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行う」を「を加える」に改める。

第一条第一項を次のように改める。

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をい

い、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

第一条第二項中「(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であつて、当該配偶者であつた者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

第二条中「防止し、被害者を保護する」を「防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。
第二章の二 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)
第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項 3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。 第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。」を削り、同項第三号中及び第五条を「第五条及び第八条の三に改め、同項第四号中「促進するため」の下に「就業の促進、住宅の確保、保護等に関する制度の利用等について」を、「提供」の下に「助言、関係機関との連絡調整」を加え、同項第五号中「提供」の下に「助言、関係機関との連絡」を加え、同項第六号中「提供」の下に「助言、関係機関との連絡調整を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	る。 第六条第一項中「配偶者からの暴力」の下に「(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)」を加える。 第七条中「第三条第二項を「第三条第三項」に改める。 第八条の次に次の二条を加える。 (警察本部長等の援助) 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。 (福祉事務所による自立支援) 第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第九条中「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十	五号)に定める福祉に関する事務所等の」を「福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。 (苦情の適切かつ迅速な処理) 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。 第十条中「が更なる配偶者からの暴力」を「(配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。)」が配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。に改め、「当該配偶者」の下に「(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。)」を加え、同条第一号中「はいかない」を禁止するを「はいかないしはならない」に改め、同条第二号中「二週間を二日間」に改め、「退去すること」の下に「及び当該住居の付近をはいかないしてはならないこと」を加え、同条に次の一項を加える。 2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていること	その他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかないしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。 第十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「(以下「保護命令」という。)」及び「(以下「保護命令事件」という。)」を削り、同条第二項中「保護命令」を「前条第一項の規定による命令」に改め、同項第二号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に改める。 第十二条第一項中「保護命令」を「第十条の規定による命令(以下「保護命令」という。)」に改め、同項第一号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に改め、同項第二号中「更なる配偶者からの暴力」を「(配偶者からの更なる身体に対する暴力)」に改め、「足りる」の下に「申立ての時における」を加え、同項第三号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力(配偶者か
---	--	--	---

らの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。」に改め、「関して」の下に「前三号に掲げる事項についてを加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

第十二条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。
第十三条中「保護命令事件」を「保護命令の申立てに係る事件」に改める。

第十四条第二項中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。
第十五条第三項中「(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)」を削る。

第十六条第五項中、「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

第十六条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

第十七条第一項前段中「第十条第一号に掲げる事項に係る」を「当該」に改め、同項後段中「同号に掲げる事項に係る保護命令」を「第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令」に、「が経過した場合」を「経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後」に、「当該保護命令」を「これらの命令」に改め、同条第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

第十八条を次のように改める。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日

から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項」と改める。

第二十条中「及び第十八条第二項」を「第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改める。

第二十三条第一項中「踏まえ、被害者の」の下に「国籍、障害の有無等を問わずその」を加える。

第二十四条後段を削る。

第二十七条第一項第一号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第二号中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に、「同条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に、「同条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に改める。

第三十条中「第十二条第一項」の下に「(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附則第二条中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に、「申立てに係る保護命令事件」を「保護命令の申立てに係る事件」に、「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となつた身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)
第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第三十条中「第十二条第一項」の下に「(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、「配偶者からの暴力」の定義を拡大するとともに、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大

「配偶者からの暴力」の定義を、保護命令に関する部分等を除き、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうこととするとともに、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力又は言動もこれに含めるものとする。

2 保護命令制度の拡充

元配偶者に対する保護命令及び被害者の子への接近禁止命令を可能とするとともに、退去命令の期間を二週間から二ヶ月に拡大し、退去命令の再度の申立てを認めるほか、保護命令の再度の申立手続の改善等を行うものとする。

3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができるとすること。

4 被害者の自立支援の明確化等

国及び地方公共団体の責務を規定し、主務大臣は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針を、都道府県は基本方針に即して基本計画をそれぞれ

定めなければならないこととするとともに、配偶者暴力相談支援センターの業務として被害者の自立を促進するため就業の促進等の援助を行うことを明記するほか、配偶者暴力相談支援センターが業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努めるものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

6 検討

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、「配偶者からの暴力」の定義を拡大するとともに、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年五月二十六日

法務委員長 柳本 卓治

衆議院議長 河野 洋平殿

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十八日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十八日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十八日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十八日

参議院議長 倉田 寛之

旅行業法の一部を改正する法律

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十四条」に改める。

第二条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第三号から第五号まで」に改め、同項を同項第八号とし、同項第五号中「第一号から第三号まで」を「第三号から第五号まで」に、「運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス」及び「これらのサービス」を「運送等関連サービス」に改め、同項を同項第七号とし、同項第四号中「運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス」を「運送等関連サービス」に改め、同項を同項第六号とし、同項第三号中「運送又は宿泊のサービス」を「運送等サービス」に改め、同項を同項第五号とし、同項第二号中「運送又は宿泊のサービス」及び「これらのサービス」を「運送等サービス」に改め、同項を同項第四号とし、同項第一号中「運送又は宿泊のサービス」を「運送等サービス」に改め、同項を同項第三号とし、同項の前に次の二号を加える。

一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス(以下「運送等関連サービス」という。)を旅行者に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為

第二条第二項中「第六号まで」を「第八号まで」に改め、同条第三項中「主催旅行契約」を「企画旅行契約」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「主催旅行契約」を「企画旅行契約」に、「主催旅行に係る第一項第一号から第六号まで」を「第一項第一号、第二号及び第八号(同項第一号に係る部分に限る。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 この法律で「手配旅行契約」とは、第一項第三号、第四号、第六号(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第七号(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。))及び第八号(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。))に掲げる旅行業務の取扱いに関し、旅行業を営む者が旅行者と締結する契約をいう。

第四条第一項第四号中「主催旅行」を「企画旅行(第二項第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。))」を参加する旅行者の募集することにより」に改め、同条第二項中「添付し」を「添付し」に改め、同条第六条第一項第七号中「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に改める。

第十一条の二の見出しを「旅行業務取扱管理者の選任」に改め、同条第一項中「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に、「第十二条の四の規定による取引条件の説明」第十二条の五の規定による書面の交付」を「その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。))の提供の確実性」に改め、「公正」の下に「旅行の安全及び旅行者の利便」を加え、同条第二項中「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に、「二

者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

供する者との間で締結する行為

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十七日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

にを「いずれかに」に改め、同条第四項中「旅行業務取扱主任者を」旅行業務取扱管理者に改め、同条第五項中「旅行業務取扱主任者は」を「旅行業務取扱管理者は」に、「一」を「いずれにも」に改め、同項第一号中「一般旅行業務取扱主任者試験」を「総合旅行業務取扱管理者試験」に、「国内旅行業務取扱主任者試験」を「国内旅行業務取扱管理者試験」に改め、同項第二号中「一般旅行業務取扱主任者試験」を「総合旅行業務取扱管理者試験」に改め、同条に次の一項を加える。

6 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

第十一条の三の見出しを「旅行業務取扱管理者試験」に改め、同条第一項中「旅行業務取扱主任者試験」を「旅行業務取扱管理者試験」に、「旅行業務取扱主任者の」を「旅行業務取扱管理者の」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「旅行業務取扱主任者試験は」を「旅行業務取扱管理者試験は」に、「一般旅行業務取扱主任者試験」を「総合旅行業務取扱管理者試験」に、「国内旅行業務取扱主任者試験」を「国内旅行業務取扱管理者試験」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「旅行業務取扱主任者試験」を「旅行業務取扱管理者試験」に改める。

第十二条第一項中「主催旅行」を「企画旅行」に改める。

第十二条の二第二項第二号中「主催旅行を」を「企画旅行を」に、「主催旅行契約と主催旅行契約」を企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約」に改め、同条第三項中「主催旅行契約」を「企画旅行契約」に改める。

第十二条の四第一項中「旅行業務に関し旅行者

とを「旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し」に改め、同条第二項中「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に改める。

第十二条の五第一項中「旅行に関するサービスの提供に關し、当事者の一方を代理して契約を締結し、当事者間を媒介して契約を成立させ、取次ぎをし、又は自ら提供をする」を「旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に關し」に、「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に改める。

第十二条の五の二（見出しを含む。）中「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に改める。

第十二条の七の見出しを「企画旅行の広告」に改め、同条中「主催旅行」を「企画旅行」に、「運送又は宿泊のサービス」を「運送等サービス」に改める。

第十二条の十の見出し中「主催旅行」を「企画旅行」に改め、同条中「主催旅行」を「企画旅行」に、「運送又は宿泊のサービス」を「運送等サービス」に改める。

第十二条の十一第一項中「主催旅行」を「企画旅行」に、「一」を「いずれにも」に、「国土交通大臣の指定する者」を「次条から第十二条の十四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者以下「登録研修機関」という。」に改め、「研修」の下に「（以下「旅程管理研修」という。）」を加え、同条第二項中「指定を」を「登録」に改め、同条の次に次の七条を加える。

(登録研修機関の登録)

第十二条の十二 前条第一項の登録は、旅程管理研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十二条の十三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条の十一第一項の登録を受けるこ

とができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十二条の十四 国土交通大臣は、第十二条の十四の規定により登録を申請した者の行う旅程管理研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十三条の十五 第十二条の十一第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(研修業務の実施に係る義務)

第十二条の十六 登録研修機関は、公正に、か

つ、第十二条の十四第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十二条の十七 登録修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(研修業務規程)

第十二条の十八 登録研修機関は、研修業務に関する規程（以下「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

研修業務規程には、旅程管理研修の実施方

法、旅程管理研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかねばならない。

(業務の休廃止)

第十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十二条の二十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十四

2 旅程管理研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十二条の二十一 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の第十四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条の二十二 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十六の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十二条の二十三 国土交通大臣は、登録研修機

一 第十二条の十三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十二条の十七から第十二条の十九まで、第十二条の二十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十二条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第十二条の十一第一項の登録を受けたとき。

第十二条の二十四 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十二条の二十五 国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

第十二条の二十六 国土交通大臣は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国土交通大臣による研修業務の実施

第十二条の二十七 国土交通大臣は、第十二条の十一第一項の登録を受けた者がいないとき、第十二条の十九の規定による研修業務の全部又は

一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

き、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

第十二条の二十八 国土交通大臣は、次に掲げる

場合には、その旨を官報に公示しなければなら

ない。

一 第十二条の十一第一項の登録をしたとき。

二 第十二条の十七の規定による届出があつたとき。

三 第十二条の十九の規定による届出があつたとき。

四 第十二条の二十三の規定により第十二条の十一第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条の規定により研修業務の全部若しくは

一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十三条第三項第一号から第三号までの規定中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項に次の一号を

四 前三号に掲げるもののほか、旅行者の保護

に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為

行」に改め、同条第一項中「主催旅行」を「企画旅行」(参加する旅行者の募集することにより実施するものに限る。)に、「主催旅行契約」を「企画旅行契約」に改め、同条第二項及び第三項中「主催旅行契約」を「企画旅行契約」に改める。

第十四条の第三一項中「主催旅行契約」を「企画旅行契約」に改め、同条第三項中「その営業所において、」を「その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は」に改め、「表示の下に」、広告その他の行為」を加え、同条に次の二項を加える。

4 国土交通大臣は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

5 所属旅行業者は、旅行業者代理業者が旅行業

務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに

任ずる。ただし、当該所屬旅行業者がその旅行業者代理業者への委託につき相当の注意をし、

かつ、その旅行業者代理業者の行う旅行業務につき旅行者に加えた損害の発生に努めた

ときは、この限りでない。

第十七条第一項中「取引をした者」を「取引をし

た旅行者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十八条の三第一号中「旅行業務取扱主任者」を

「旅行業務取扱管理者」に改め、同条第二号及び第四号中「主催旅行」を「企画旅行」に改める。

第二十二条第二項中「旅行業務取扱主任者試験

を「旅行業務取扱管理者試験」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十二条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が行う旅程管理研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第二十二條の三第三号中「取引をした者」を「取引をした旅行者」に改める。

第二十二條の七第一項中「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に改める。

第二十二條の九第一項中「取引をした者」を「取引をした旅行者」に、「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十二條の十二第二項中「取りもどす」を「取り戻す」に改め、同条第三項中「取りもどした」を「取り戻した」に改め、同条第四項中「第二十二條の九第三項」を「第二十二條の九第二項」に改め、同条第五項中「六箇月」を「六月」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第六項中「第二十二條の九第三項」を「第二十二條の九第二項」に改める。

第二十二條の十三第一項及び第三項中「第二十二條の九第四項」を「第二十二條の九第三項」に改め、同条第四項中「二箇月」を「一月」に改め、同条第六項中「第二十二條の九第四項」を「第二十二條の九第三項」に改め、同条第七項中「こえる」を「超える」に、「取りくずす」を「取り崩す」に改める。

第二十二條の二十三第二項中「第二十二條の九第三項」を「第二十二條の九第二項」に改め、同条第三項中「六箇月」を「六月」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十二條の九第三項」を「第二十二條の九第二項」に改め、同条第六項中「六箇月」を「六月」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第二十五條の二第二項中「旅行業務取扱主任者

試験」を「旅行業務取扱管理者試験」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第四項中「旅行業務取扱主任者」を「旅行業務取扱管理者」に改め、同条第九項及び第十項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十六條第一項及び第二項中「指定」を「登録」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

第三十二條を削る。

第三十一條中「第二十八條から前条まで」を「第二十九條から第三十一條まで」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「刑」を「罰金刑」に改め、ただし書を削り、同条を第三十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二條の二十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

二 第十五條第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十九條の二及び第三十條を削る。

第二十九條を第三十條とし、同条の次に次の二條を加える。

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一條の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱管理者を選任しなかつた者

四 第十一條の二第二項の規定に違反して旅行業務に關し旅行者と契約を締結した者

五 第十二條第一項又は第三項の規定に違反して料金を揭示しなかつた者

六 第十二條の二第一項の規定により認可を受けてしななければならない事項を認可を受けないでした者

七 第十二條の二第三項の規定に違反して旅行業務約款を揭示せず、又は備え置かなかつた者

八 第十二條の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

九 第十二條の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせた者

十 第十二條の七の規定に違反して広告をした者

十一 第十二條の八の規定に違反して広告をした者

十二 第十二條の九第一項の規定に違反して標識を揭示せず、又はその営業所において揭示すべき標識以外の標識を揭示した者

十三 第十二條の九第二項の規定に違反して標識を揭示した者

十四 第十三條第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

十五 第十四條の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者

十六 第十八條の三の規定による命令に違反した者

十七 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十六條第二項の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條の十九の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止したとき。

二 第十二條の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十二條の二十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第十二條の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二十八條の前の見出しを削り、同条中「二」を「いずれかに」に改め、同条を第二十九條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條の二十三の規定による研修業務の停止の命令に違反した登録研修機関の役員又は職員

二 第二十五條の二第七項の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らした者

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十二條の十四関係)

科 目	講 師
一 この法律及び旅行業約款に関する科目	一 旅程管理業務を行う者として旅行者者によつて選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に従事した経験を有する者
	二 旅行業務取扱管理者試験に合格した者
	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 旅程管理業務に関する科目

- 一 旅程管理業務を行う者として旅行者により選任される者のうち主任の者として旅程管理業務に五回以上従事した経験を有する者
- 二 旅程管理業務取扱管理者試験に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の旅行業法(以下「旧法」という。)第十一条の第三項の規定による旅行業務取扱主任者試験に合格した者は、この法律による改正後の旅行業法(以下「新法」という。)第十一条の第三項の規定による旅行業務取扱管理者試験に合格した者とみなす。

2 旧法第十二条の五の二に規定する旅行業務取扱主任者の証明書は、新法第十二条の五の二に規定する旅行業務取扱管理者の証明書とみなす。

第三条 この法律の施行前に旅行者等が旅行者と旅行業務に關し締結した契約で、旧法第二条第五項に規定する主権旅行契約以外のものについて、新法第十二条の十の規定にかかわらず、新法第十二条の十一第一項に規定する旅程管理業務を行うことを要しない。

第四条 新法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第十二条の十八第一項の規定による研修業務規程の届

出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第十二条の十一第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新法第十二条の十一第一項の登録を受けているものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第十二条の十一第一項の指定を受けた者が同項の規定により行った研修は、新法第十二条の十一第一項の登録を受けた者が同項の規定により行った研修とみなす。

第五条 この法律の施行前に、旧法第十七条第一項の規定によりされた請求に係る債権に係る営業保証金の還付又は旧法第二十二條の九第一項の規定によりされた同条第三項の規定による旅行業協会の認証を受けるための申出に係る債権に係る弁済業務保証金の還付については、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百五の項中「旅行業務取扱主任者試験」を「旅行業務取扱管理者試験」に改める。

旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公益法人改革を推進するため、旅程管理研修制度等を改めるとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様の設定等旅行者の利便の増進を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 旅程管理研修制度及び旅行業務取扱主任者制度の見直し

(一) 旅程管理業務に関する研修の課程に係る指定制度を登録制度に改めること。

(二) 旅行業務取扱主任者の名称を旅行業務取扱管理者に改め、旅行に關する計画の作成等に対する管理及び監督に關する事務を追加すること。

2 新たな旅行契約の態様の設定及び旅行者の責任範囲の拡充

(一) 新たな旅行契約の態様として、旅行業を営む者が、あらかじめ又は旅行者からの依頼により旅行に關する計画を作成するとともに、運送又は宿泊のサービスの提供に係

る契約を自己の計算において締結する企画旅行契約を設定すること。

(二) 旅行者は、企画旅行を実施する場合においては、旅行の円滑な実施を確保するために必要な措置(旅程管理業務)を講じなければならないこと。

3 営業保証金制度及び弁済業務保証金制度の見直し

旅行者が供託している営業保証金及び弁済業務保証金による弁済の対象を、当該旅行者等と取引をした旅行者のみに限定すること。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

公益法人改革を推進するため、旅程管理研修制度等を改めるとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、旅行者の利便の増進を図るための措置を講じることとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十六年五月二十六日

国土交通委員長 赤羽 一嘉
衆議院議長 河野 洋平殿

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十八日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律

(船員法の一部改正)

第一条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「海員が」を削り、「公認があつた後」を「届出をした後当該届出に係る海員が」に改める。

第三十七条の前の見出しを「(雇入契約の成立等の届出)」に改め、同条第一項中「変更」の下に「(以下「雇入契約の成立等」という。)」を加え、「雇入契約の公認を申請しなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同条第二項中「公認を申請する」を「届け出る」に、「公認を申請しなければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第三十八条中「公認の申請」を「成立等の届出」に、「又、」及び「に、」を「審査する」を「確認する」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第一百一条第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

第六十四条第一項中「船長は、」の下に「船舶の航海の安全を確保するため」を加える。

第六十四条の二中「公衆の不便を避けるために第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる必要があると認められる国土交通省令で定める船舶に乗り組む海員については」を削り、「これらの規定による

労働時間の制限を超えて」を「第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

(労働時間の限度)

第六十五条の二 第六十四条第二項又は第六十四条の二の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。

船舶所有者は、海員を前項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

第六十四条第一項の規定により海員が作業に従事した労働時間は、第一項に規定する労働時間には算入しないものとする。

第一項及び第二項の規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の態様が特殊であるため海員がこれらの規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなる

認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

第六十六条中「前三条を」第六十四条から第六十五条までに改め、「海員が、」の下に「第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通省令の規定による」を加える。

第六十七条の見出しを「(記録簿の備置き)」に改め、同条第一項中「備え置いて」の下に「労働時間を加える。

第七十二条の二中「平均し」を「平均した」に改め、「八時間を」の下に「超えず、かつ、一日当たりの労働時間が十四時間を」を加える。

第六十六条の二の二第三項中「第六十六条」を「第六十五条の二第一項から第三項まで、第六十六条」に改め、「この場合において」の下に「第六十五条の二第二項中「第六十条第一項の規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定」とあるのは「第八十八条の二の二第一項の規定」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十八条の二の二第三項において準用する前項」とを加え、「第八十八条の二の二第三項」を「第八十八条の二の二第三項」に改める。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 船員労務官は、第一百一条第二項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第二百一十一条の二中「雇入契約の公認、」を削る。

第三十条中「第六十三条」の下に、「第六十五条の二第二項第八十八条の二の二第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第三十三条第一号中「公認を申請しなかつた」を「成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第三十五条第一項中「第二号、第七号から第十号まで若しくは第十一号」を「若しくは第七号から第十一号まで」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 政府の行う船員職業紹介等

第一節 通則(第八条―第十四条)

第二節 船員職業紹介(第十五条―第二十条)

第三節 職業指導(第二十三条―第二十六条)

第四節 部員職業補導(第二十七条―第三十二条)

第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業等

第一節 船員職業紹介事業(第三十三条―第四十三条)

第二節 船員の募集(第四十四条―第四十九条)

第三節 船員労務供給事業(第五十条―第五十三条)

第四節 船員派遣事業

第一款 船員派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一目 事業の許可等(第五十四条―第六十三条)

第二目 補則(第六十四条・第六十五条)

第二款 派遣船員の就業条件の整備等に関する措置

第一目 船員派遣契約(第六十六条―第六十八条)

第二目 船員派遣元事業主の講ずべき措置等(第六十九条―第七十八條)

第三目 派遣先の講ずべき措置等(第七十九条―第八十八条)

第四目 船員法等の適用に関する特例等(第八十九条―第九十四条)

第四章 船員労働委員会への諮問等(第九十五条)

第五章 雑則(第九十六条―第一百条)

第六章 罰則(第一百一条―第一百六条)

附則

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条第一項を次のように改める。

この法律は、政府が地方公共団体等の協力を得て船員職業紹介等を行うこと、政府以外の者の行う船員職業紹介事業等が海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、何人にもその能力及び資格に応じて公平かつ有効に船員の職業に就く機会を与えるとともに、政府以外の海上企業(以下「海上企業」という。)に対する労働力の適正な充足を図り、もつて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第五条第一号中「適正」の下に「かつ円滑」を加え、同条第二号中「船員職業紹介、船員の募集又は船員労働供給事業」を「船員職業紹介事業、

船員の募集、船員労働供給事業又は船員派遣事業」に改める。

第六条第二項中「申込」を「申込み」に改め、同条第六項中「いう」を「いい、船員派遣に該当するものを含まないものとする」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律で「船員職業紹介事業」とは、船員職業紹介を業として行うことをいう。

4 この法律で「無料船員職業紹介事業者」とは、第三十四条第一項の許可を受けて、又は第四十条第一項の規定による届出をして、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。

5 第六条に次の八項を加える。

9 この法律で「船員労働供給事業」とは、船員労働供給を業として行うことをいう。

10 この法律で「無料船員労働供給事業者」とは、第五十一条の許可を受けて、無料の船員労働供給事業を行う労働組合等(労働組合法による労働組合(以下単に「労働組合」という。)その他これに準ずるものであつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。

11 この法律で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

12 この法律で「派遣船員」とは、船舶所有者が常時雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。

13 この法律で「船員派遣事業」とは、船員派遣を業として行うことをいう。

14 この法律で「船員派遣元事業主」とは、第五十五条第一項の許可を受けて、船員派遣事業を行う者をいう。

15 この法律第三章第四節第二款第四目を除く。で「派遣先」とは、船員派遣元事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者をいう。

16 この法律で「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

「第二章 政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び部員職業補導」を「第二章 政府の行う船員職業紹介等」に改める。

第八条及び第九条を削り、第七条を第八条とする。

第一章中第六条の次に次の一条を加える。

(地方運輸局長と無料船員職業紹介事業者等の協力)

第七条 地方運輸局長及び無料船員職業紹介事業者又は無料船員労働供給事業者は、海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、海上労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条中「船員職業紹介の事業」を「船員職業紹介事業」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出しを「(船舶所有者等に対する援助)」に改め、同条中「船舶所有者」の下に「労働組合等その他関係者」を加え、「指導」を「援助」に、「基いて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、もつて海上企業の進展に奉仕することに努めなければならない」を「基づいて、その者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「申込」を「申込み」に改め、同条第二項中「あたり」を「当たり」に、「前項各号」を「に同項各号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条第一項中「申込」を「申込み」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「申込の」を「申込みの」に、「又は求人」を「求人」に、「内容をなす」を「内容である」に、「著しく」を「著しく」に改め、「認めるとき」の下に「又は求人者が次条第一項の規定による労働条件の明示をしないとき」を加え、「申込を」を「申込みを」に改め、第二章第二節中同条を第十五条とする。

第十七条中「申込」を「申込み」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による労働条件の明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の国土交通

省令で定める事項については、国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

第十七条を第十六条とする。

第十八条中「申込」を「申込み」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「する申込」を「する申込み」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「あらたに申込」を「新たに申込み」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(求職者の個人情報の取扱い)

第十九条 地方運輸局長は、その業務に関し、求職者の個人情報収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 地方運輸局長は、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第二十条の見出し中「開拓」を「開拓等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 地方運輸局長は、前項の規定による求人又は求職の開拓に関し、地方公共団体、船舶所有者の団体、労働組合等その他の関係者に対し、情報の提供その他の必要な連絡又は協力を求めることができる。

3 地方運輸局長は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下単に「学校」という。)の学生若しくは生徒又は

は学校を卒業した者(国土交通省令で定める者を除く。以下「学生生徒等」という。)の船員職業紹介については、学校と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び地方運輸局長間で連絡をすることにより、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められることができる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した船員の職業にあつせんするように努めなければならない。

第二十二条中「船員の職業紹介」を「船員職業紹介」に改め、「これを」を削る。

第二十五条を次のように改める。

(船員教育機関等との連携)

第二十五条 地方運輸局長は、職業指導を受ける者に対し、船員教育に関する情報の提供、相談その他の援助を与えることが必要であると認めるときは、船員教育機関その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方運輸局長は、学校が学生又は生徒に対して行う職業指導に協力しなければならない。

第二十七条第二項中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による」を削り、「止める」を「とどめる」に改める。

第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業を「第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業等」に改める。

第三十三条中「第三十四条」を、「次条及び第四十条」に改める。

第三十四条の見出しを「無料の船員職業紹介事業の許可」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「船員職業紹介事業」を「無料の船員職業紹介事業」に改め、同項第一号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行うとする同項の団体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(次条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。)を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。

第三十五条を次のように改める。

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十五条 前条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者(以下「無料船員職業紹介許可事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするとき。

二 取扱職種の範囲等を変更しようとするとき。

第三十六条を削る。

第三十七条中「船員職業紹介事業」を「無料船員職業紹介許可事業者」に、「船員の職業紹介」を「船員職業紹介」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十八条第一項中「船員職業紹介事業を行う者及び」を「無料船員職業紹介許可事業者及び」に、「左の」を「次の」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「船員職業紹介事業を行う者は」を「無料船員職業紹介許可事業者は」に改め、同条第二項中「船員職業紹介事業を行う者を」を「無料船員職業紹介許可事業者」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十九条を削る。

第四十条中「第三十四条の規定により船員職業紹介事業を行う者」を「無料船員職業紹介許可事業者」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事業報告)

第三十九条 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る求職者の数その他船員職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。)について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

一 学校(小学校及び幼稚園を除く。) 当該学校の学生生徒等

二 専修学校(学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。)当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者

三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、船員の教育訓練に関する業務を行うものとして国土交通省令で定めるものに限る。)当該独立行政法人の行う船員の教育訓練を受ける者又は当該船員の教育訓練を修了した者

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う同項各号に掲げる施設の長は、当該施設の職員のうちから、船員職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代わつてその業務を行わせることができる。

3 第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行うおととする同項各号に掲げる施設の長は、その取扱職種の範囲等を定めて、同項の届出をすることができる。

4 第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「船員職業紹介所」ごとの当該船員職業紹介事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「船員職業紹介所」ごとの当該船員職業紹介事業」とあるのは「当該船員職業紹介事業」と読み替へるものとす

5 国土交通大臣は、第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う同項各号に掲げる

施設の長に対し、第三十三条第一項の規定により船員職業紹介事業の停止を命じようとする場合には、あらかじめ、関係行政庁に通知しなければならない。

第四十一条を次のように改める。

(名称の制限)

第四十一条 無料船員職業紹介事業者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者であることを示すような文字を用いてはならない。

第四十三条及び第四十四条を削る。

第四十二条中「の外」を「のほか」に改め、「これを」を削り、第三章第一節中同条を第四十三条とする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第四十二条 第十五条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。

この場合において、これらの規定(第十六条第二項及び第二十一条第二項を除く。)中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同条第二項中「地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員職業紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員職業紹介事業者は」と読み替へるものとする。

2 無料船員職業紹介事業者が、第三十四条第二項、第三十五条又は第四十条第三項の規定により、取扱職種の範囲等を定めてこれらの

規定の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

第四十五条第一項中「者に」の下に「報酬を与えて」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定により船員の募集を行う者」を

「船員の募集を行う者(船舶所有者及び船員の募集に従事する被用者を除く。以下「募集受託者」という。)」に改め、同項を同条第二項とし、第三章第二節中同条を第四十四条とする。

第四十六条及び第四十七条を削る。

第四十八条中「第四十五条第一項の規定により船員の募集を行う者」を「募集受託者」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十九条を第四十六条とする。

第五十条中「第四十五条第一項の規定により船員の募集を行う者」を「募集受託者」に改め、同条を第四十七条とする。

第五十一条第一項を次のように改める。

第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、船員の募集について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は、求人申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、同項及び同条中「求職者」とあるのは「募集に

応じて船員になろうとする者」と、第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者(国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。)」と、「船舶につき、

求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に募集する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員の募集を行う者に通報するものとし、当該通報を受けた船員の募集を行う者は、当該船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を募集する」と読み替へるものとする。

第五十一条第二項中「第四十三条に規定する」を「新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出若しくは頒布又は放送その他国土交通省令で定める」に、「第十七条」を「第十六条」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十二条中「の外」を「のほか」に改め、「これを」を削り、同条を第四十九条とする。

第三章第三節中第五十三条を第五十条とする。

第五十四条の見出しを「(無料の船員労務供給事業の許可)」に改め、同条中「労働組合法による労働組合を「労働組合等」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用規定)

第五十二条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、無料船員労務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第十六条第一項中

「求人者は、求人申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあるのは、船員労働供給を受ける者は、あらかじめ、無料船員労働供給事業者に対し、無料船員労働供給事業者と、「紹介」とあるのは、船員労働供給」と、同項及び第十九条中「求職者」とあるのは「供給される船員」と、同条及び第二十一条中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員労働供給事業者」と、同項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に供給する」と、地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員労働供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員労働供給事業者は、当該船舶につき、船員を供給してはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を供給する」と読み替えるものとする。

第五十五条を削る。
第五十六条中「これを」を削り、同条を第五十三条とする。

第六十九条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第三十九条」を「第四十一条」に改め、同条第三号を削り、同条を第百六条とする。

第六十八条中「第六十四条」を「第百十一条」に改め、同条を第百十五条とする。

第六十七条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四十条」を「第三十八条 第四十

条第四項において準用する場合を含む。」に改め、同条第三号中「第五十九条第一項又は第二項」を「第百二条第一項又は第二項」に改め、「故なく」を削り、「又は検査」を「検査」に改め、「忌避し」の下に、「又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし」を加え、同条を同条第六号とし、同条第二号中「第五十八条」を「第百一条」に改め、「故なく」を削り、同条を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第五十五条第二項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第五十五条第三項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第六十一条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十四条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十一条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第七十七条、第八十五条又は第八十六条の規定に違反した者
第六十七條を第百十四條とする。

第六十六条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十七条」を「第三十六条」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「第四十五條第二項又は同条第三項」を「第四十四條第二項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十条第一項の規定による届出をしな

職業紹介事業を行つた者

第六十六条第四号中「第四十八条」を「第四十五条」に改め、同条第五号中「第四十九条」を「第四十六条」に改め、同条第六号中「第五十条」を「第四十七条」に改め、同条第八号中「船員の職業紹介、募集若しくは船員労働の供給を、船員職業紹介、船員の募集、船員労働供給若しくは船員派遣」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「放送」の下に「その他第四十八条第二項の国土交通省令で定める方法」を加え、「船員の職業紹介、募集若しくは船員労働の供給」を「船員職業紹介、船員の募集、船員労働供給若しくは船員派遣」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第九十八条の規定による命令に違反した者

第六十六条を第百十三条とする。

第六十五条中「二」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「違反した者」の下に「(次条第二号の規定に該当する者を除く。)」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「第三十八条」を「第三十七条」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 偽りその他不正の行為により、第三十四条第一項、第四十四条第一項、第五十一条若しくは第五十五条第一項の許可又は第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

第六十五条第四号中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第五号中「第五十三条」を「第五十条」に改め、同条に次の三

号を加える。

六 第五十四条第一項の規定に違反した者
七 第六十三条の規定に違反した者
八 第一百三十一条の規定による船員職業紹介事業、船員の募集の業務、船員労働供給事業又は船員派遣事業の停止の処分に違反した者

第六十五条を第百十二条とする。

第六十四条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「船員の職業紹介、募集若しくは船員労働の供給を、船員職業紹介、船員の募集、船員労働供給若しくは船員派遣」に改め、同条を第百十一条とする。

第六十三条の二中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に改め、第五章中同条を第百八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国土交通省令への委任)

第九十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置の命令への委任)

第一百条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六十三条を第百七条とする。

第六十二条中「船員の職業紹介」を「船員職業紹介」に改め、同条を第百六条とし、同条の前に次の四条を加える。

(報告及び検査)

第二百二条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させ、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の停止又は許可の取消し)

第二百三条 国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者若しくは船員派遣元事業主が法令若しくはこれに基づく国土交通大臣若しくは地方運輸局長の処分に違反し、若しくはその事業若しくは業務が公益を害するおそれがあると認めるとき、又はこれらの者が許可に付

された条件に違反したときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

3 第一項の規定により船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者には、船員職業紹介事業の許可を与えることができない。

(秘密の厳守)

第二百四条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員派遣元事業主(以下この条において「無料船員職業紹介事業者等」という。)並びに無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他国土交通省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料船員職業紹介事業者等及び無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

(手数料)

第二百五条 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を納付しなければならない。

一 第五十五条第一項の許可を受けようとする者

二 第五十八条第三項の規定による許可証の再交付を受けようとする者

三 第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者

四 第六十一条第四項の規定による許可証の書換えを受けようとする者

第五十九条から第六十一条までを削る。

第五十八条を第百一条とし、第五章中同条の前に次の五条を加える。

(指針)

第九十六条 国土交通大臣は、第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

2 国土交通大臣は、第四条、第六十五条において準用する第十九条及び第三章第四節第二款第一目から第三目までの規定により船員派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(指導及び助言)

第九十七条 国土交通大臣は、この法律(第三章第四節第二款第四目の規定を除く。第百条並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者並びに船員派遣をする事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、その業務の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第九十八条 国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者又は無料船員労務供給事業者が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が、その業務に関しこの法律その他労働に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するために必要があると認めるときは、当該船員派遣元事業主に対し、派遣船員に係る雇管理の方法の改善その他当該船員派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表等)

第九十九条 国土交通大臣は、第五十四条第二項、第八十一条第一項、第八十三条又は第八十四条の規定に違反している者に対し、第九十七条の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第五十四条第二項、第八十一条第一項、第八十三条又は第八十四条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該者に対し、第五十四条第二項若しくは第八十一条第一項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われることを防

止するために必要な措置をとるべきこと又は第八十三条若しくは第八十四条の規定による雇入契約の申込みをすべきことを勧告することができ。

2 国土交通大臣は、派遣先が第八十一条第一項の規定に違反して船員派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該船員派遣の役務の提供に係る派遣船員が当該派遣先に雇い入れられることを希望している場合において、当該派遣先に対し、第九十七条の規定により当該派遣船員を雇い入れるように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかつたときは、当該派遣先に対し、当該派遣船員を雇い入れるように勧告することができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(国土交通大臣に対する申告)

第百条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労働供給事業者又は船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合において、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた船員、当該無料船員労働供給事業者から供給される船員又は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申告があつたときは、必要な調査を行い、その申告の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第五十七条第一項中「この法律」を「第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律」に改め、「すべての」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項及び第四項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、第四章中同条を第九十五条とする。

第三章に次の一節を加える。

第四節 船員派遣事業

第一款 船員派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一目 事業の許可等

(船員派遣事業の禁止)

第五十四条 何人も、次条に規定する場合を除いては、船員派遣事業を行つてはならない。

2 船員派遣の役務の提供を受ける者は、船員派遣元事業主以外の船員派遣事業を行う事業主から、船員派遣の役務の提供を受けてはならない。

(船員派遣事業の許可)

第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 船員派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第七十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項の申請書には、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業計画書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、船員中央労働委員会の意見を聴かなければならない。

(許可の欠格事由)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法

律第四十五条)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三号の二若しくは第二百二十四条第一項、船員保険法第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二百二条第一項、第二百三条の二、第二百四条第一項(同法第二百二条第一項又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。)、第百八十二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条同法第百八十二条第一項又は第二項の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)、又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部

分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四 第百三条第一項の規定により船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準等)

第五十七条 国土交通大臣は、第五十五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しているとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が、船員派遣事業の派遣船員に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

二 個人情報等を適正に管理し、及び派遣船員等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

三 前二号に掲げるもののほか、申請者が、船員派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 国土交通大臣は、第五十五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可証)

第五十八条 国土交通大臣は、第五十五条第一項の許可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、船員派遣事業を行う事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を国土交通大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)

第五十九条 第五十五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができ

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らし、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)

第六十条 第五十五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)についてはこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る船員派遣事業を行おうとする者は、国

土交通省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第五十七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五十五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第五十五条第二項から第四項まで、第五十六条(第四号を除く。)及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(変更の届出)

第六十一条 船員派遣元事業主は、第五十五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が船員派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第五十五条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により船員派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

4 船員派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(事業の廃止)

第六十二条 船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第五十五条第一項の許可は、その効力を失う。

(名義貸しの禁止)

第六十三条 船員派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。

第二目 補則

(事業報告等)

第六十四条 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣の役務の提供を受けた者の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。

3 船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶におい

て就業させるための船員派遣(以下「外国船舶派遣」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第六十五条 第十九条及び第二十一条の規定は、船員派遣元事業主が船員派遣事業を行う場合について準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員派遣元事業主」と、第二十一条第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員派遣(当該同盟罷業、閉出又はけい船の行われる際現に当該船舶につき船員派遣をしている場合にあつては、当該船員派遣及びこれに相当するものを除く。)」をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員派遣がされる」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた船員派遣元事業主は、当該船舶につき、船員派遣(当該通報の際現に当該船舶につき船員派遣をしている場合にあつては、当該船員派遣及びこれに相当するものを除く。)」をしてはならない」と、同項ただし書中「使用されていた船員」とあるのは「使用されていた船員(船員派遣に係る労働に従事していた船員を含む。)」と、「求職者を紹介する」とある

のは「船員派遣をする」と読み替えるものとする。

第二款 派遣船員の就業条件の整備等に関する措置

第一目 船員派遣契約

(契約の内容等)

第六十六条 船員派遣契約(当事者の一方が相手方に対し船員派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣船員の人数を定めなければならない。

- 一 派遣船員が従事する業務の内容
- 二 派遣船員が乗り組む船舶(以下「派遣船舶」という。)の名称、総トン数、用途、漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。)及び就航航路又は操業海域
- 三 船員派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣船員を指揮命令する者に關する事項
- 四 船員派遣の期間
- 五 基準労働期間(船員法第六十条第三項に規定する基準労働期間をいう。以下同じ。)、労働時間及び休息時間に関する事項
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣船員から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 船員派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項に定めるもののほか、船員派遣元事業主は、船員派遣契約であつて外国船舶派遣に係るものの締結に際しては、国土交通省令で定めるところにより、当該外国船舶派遣に係る派遣先が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。

- 一 第八十五条の派遣先責任者の選任
- 二 第八十六条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当該台帳への記載及び同条第三項の国土交通省令で定める条件に従つた通知
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める当該船員派遣に係る派遣船員の就業(以下「派遣就業」という。)が適正に行われるために必要な措置

3 船員派遣元事業主は、第一項の規定により船員派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五十五条第一項の許可を受けている旨を明示しなければならない。

4 第八十一条第一項各号に掲げる業務以外の業務について船員派遣元事業主から新たな船員派遣契約に基づく船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該船員派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該船員派遣元事業主に対し、当該船員派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

5 船員派遣元事業主は、第八十一条第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな船員派遣契約に基づく船員派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る船員派遣契約を締結してはならない。

6 船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、船員派遣契約の締結に際し、当該船員派遣契約に基づく船員派遣に係る派遣船員を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。

(契約の解除等)

第六十七条 船員派遣をする事業主は、当該船員派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に關し、この法律又は第四目の規定により適用される法律(これらの法律に基づく命令を含む。第七十条において同じ。)の規定に違反した場合においては、当該船員派遣を停止し、又は当該船員派遣契約を解除することができる。

第六十八条 船員派遣契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

第二目 船員派遣元事業主の講ずべき措置等

(派遣船員等の福祉の増進)

第六十九条 船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員又は派遣船員として雇用しようとする船員について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの

者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第七十条 船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員に係る派遣先がその指揮命令の下に当該派遣船員に労働させるに当たつて当該派遣就業に關しこの法律又は第四目の規定により適用される法律の規定に違反することがないようその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(派遣船員であることの明示等)

第七十一条 船員派遣元事業主は、船員を派遣船員として雇用しようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示しなければならない。

2 船員派遣元事業主は、その雇用する船員であつて、派遣船員として雇用した船員以外のものを新たに船員派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示し、その同意を得なければならない。

(派遣船員に係る雇用制限の禁止)

第七十二条 船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員又は派遣船員として雇用しようとする船員との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者(派遣先であつた者を含む。次項において同じ。)又は派遣先となることとなる者に当該船員派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

2 船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員に係る派遣先である者又は派遣先とならう

とする者との間で、正当な理由がなく、その者が当該派遣船員を当該船員派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用することを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第七十三条 船員派遣元事業主は、船員派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣に係る派遣船員に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該船員派遣をしようとする旨
二 第六十六条第一項各号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項であつて当該派遣船員に係るもの

三 第八十一条第一項各号に掲げる業務以外の業務について船員派遣をする場合にあつては、当該派遣船員が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

2 船員派遣元事業主は、派遣先から第八十一条第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣船員に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

(派遣先への通知)

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該船員派遣に係る派遣船員の氏名
二 当該船員派遣に係る派遣船員に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び船員保険法第十九条ノ二第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
(船員派遣の期間)

第七十五条 船員派遣元事業主は、派遣先が当該船員派遣元事業主から船員派遣の役務の提供を受けたならば第八十一条第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して船員派遣を行つてはならない。

2 船員派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、国土交通省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して船員派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該船員派遣に係る派遣船員に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に關し次に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号から第四号までに該当しない者(未成年

者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第七十一条、第七十三条、第七十四条、前条第二項及び次条に定める事項に関すること。

二 当該派遣船員に対し、必要な助言及び指導を行うこと。

三 当該派遣船員から申出を受けた苦情の処理に当たること。

四 当該派遣船員等の個人情報の管理に関すること。

五 当該派遣船員の安全及び衛生に關し、当該事業所の船員の安全及び衛生に關する業務を統括管理する者並びに当該派遣先との連絡調整を行うこと。

六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に關すること。

(派遣元管理台帳)

第七十七条 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に關し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣先の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地及び派遣船舶の名称

三 船員派遣の期間及び派遣就業をした日

四 基準労働期間及び労働時間

五 従事する業務の種類

六 派遣船員から申出を受けた苦情の処理に關する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 船員派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

(準用規定)

第七十八条 第七十二条及び第七十三条第一項(第三号を除く。)の規定は、船員派遣元事業主以外の船員派遣をする事業主について準用する。この場合において、第七十二条中「派遣先」とあるのは、「船員派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

第三目 派遣先の講ずべき措置等
(船員派遣契約に関する措置)

第七十九条 派遣先は、第六十六条第一項各号に掲げる事項に関する船員派遣契約の定め反することのないように適切な措置を講じなければならない。

(適正な派遣就業の確保等)

第八十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣船員から当該派遣就業に関し苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該船員派遣元事業主に通知するとともに、当該船員派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもつて、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならない。

2 前項に定めるもののほか、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣船員について、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用され

る船員が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(船員派遣の役務の提供を受ける期間)

第八十一条 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。)について、船員派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けてはならない。

一次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の船員の一月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、国土交通大臣の定める日数以下である業務

二 当該派遣先に雇用される船員が船員法第八十七条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該船員の業務その他これに準ずる場合として国土交通省令で定める場合における当該船員の業務

三 当該派遣先に雇用される船員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休

業として国土交通省令で定める休業をする場合における当該船員の業務

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により船員派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合

二 前号に掲げる場合以外の場合 一年

3 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から一年を超え三年以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

4 派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、船員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、船員の過半数で組織する労働組合がない場合においては船員の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

5 派遣先は、船員派遣契約の締結後に当該船員派遣契約に基づく船員派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、当該船員派遣をする船員派遣元事業主に対し、当該業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

(派遣船員の雇入れ)

第八十二条 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務(前条第一項各号に掲げる業務を除く。)について船員派遣元事業主から継続して一年以上同条第二項の派遣可能期間以内の期間船員派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該同一の業務に船員を従事させるため、当該船員派遣の役務の提供を受けた期間(以下この条において「派遣実施期間」という)が経過した日以後船員を雇入れようとするときは、当該同一の業務に派遣実施期間継続して従事した派遣船員であつて次の各号に適合するものを、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならない。

一 派遣実施期間が経過した日までに、当該派遣先に雇入れられて当該同一の業務に従事することを希望する旨を当該派遣先に申し出たこと。

二 派遣実施期間が経過した日から起算して七日以内に当該船員派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

第八十三条 派遣先は、第七十五条第二項の規定による通知を受けた場合において、当該船員派遣の役務の提供を受けたならば第八十一条第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第七十五条第二項の規定による通知を受けた派遣船員を使用しようとするときは、当該派遣船員を使用しようとする前日までに、当該派遣船員であつて当該派遣先に雇入れられることを希望するものに対し、雇入契約の申込みをしなければならない。

第八十四条 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務(第八十一条第一項各号に掲げる業務に限る。)について、船員派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣船員に係る船員派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に船員を従事させるため、当該三年が経過した日以後船員を雇入れようとするときは、当該同一の派遣船員に対し、雇入契約の申込みをしなければならない。

(派遣先責任者)

第八十五条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣船員の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。

イ この法律及び次目の規定により適用される法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定

ロ 当該派遣船員に係る第七十九条に規定する船員派遣契約の定め

ハ 当該派遣船員に係る第七十四条の規定による通知

二 第八十一条第五項及び次条に定める事項に関すること。

三 当該派遣船員から申出を受けた苦情の処理に当たること。

四 当該派遣船員の安全及び衛生に関し、当該船舶の船員の安全及び衛生に関する業務

を統括管理する者並びに当該船員派遣元事業主との連絡調整を行うこと。

五 前号に掲げるもののほか、当該船員派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第八十六条 派遣先は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 船員派遣元事業主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 派遣就業をした日

三 派遣就業をした日ごとの労働時間

四 従事した業務の種類

五 派遣船員から申出を受けた苦情の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を三年間保存しなければならない。

3 派遣先は、国土交通省令で定めるところにより、第一項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を船員派遣元事業主に通知しなければならない。

(準用規定)

第八十七条 第七十九条の規定は、船員派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のものについて準用する。

(外国船舶派遣に関する特例)

第八十八条 船員派遣をする事業主が外国船舶派遣をする場合においては、第七十九条から

前条までの規定は、適用しない。

第四目 船員法等の適用に関する特例等

(船員法の適用に関する特例等)

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶(以下この条及び次条において単に「船舶」という。)に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの(以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。)の派遣就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三条及び第五条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

2 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関しては、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員を使用する船舶所有者と、当該乗組み派遣船員を当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして、船員法第八十一条第一項の規定(同項に係る罰則の規定を含む。次項において同じ。)を適用する。この場合において、同法第一項中「その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し国土交通省令の定める事項」とあるのは、「その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し国土交通省令の定める事項(船員職業安定法第八十九条

第一項に規定する乗組み派遣船員に関しては、当該事項のうち国土交通省令で定めるところを除く。」とする。

3 前項の場合におけるその使用する船員を派遣就業のために船舶に派遣している船舶所有者(以下この条及び次条において「派遣元の船舶所有者」という。)に關する船員法第八十一条第一項の規定の適用については、同項中「その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し国土交通省令の定める事項」とあるのは、「その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し国土交通省令の定める事項(船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員に關しては、当該事項のうち国土交通省令で定めるところに限る。)」とする。

4 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用される労働基準法第七条並びに船員法第六十二条(同法第八十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十四条の二、第六十五条、第六十五条の二第二項(同法第八十八条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。)、第六十七条第二項(同法第八十八条の第三項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第二項、同法第三項(漁船に係る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第三項、

第八十八条、第八十八条の二の二第二項、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四、第八十八条の六並びに第八十八条の七の規定並びにこれらの規定に基づいて発する命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第六十四条の二中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶所有者(以下単に「派遣元の船舶所有者」という。)がその使用する」と、同条及び同法第六十五条中「これを国土交通大臣に」とあるのは「及びこれを国土交通大臣に」と、同条中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の二の二第二項中「その労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「あらかじめ、その労働時間を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の三第三項中「休日において作業に従事することを申し出た場合」とあるのは「あらかじめ、休日において作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」とあるのは「あらかじめ、同項本文の時刻の間において」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

5 乗組み派遣船員が乗り組む船舶に関して、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六十九条、第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第一百七十七条の二から第一百八十八条の三までの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

6 派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第四項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事させたならば、第二項の規定により適用される船員法第八十一条第一項の規定、第四項の規定により適用される同法第六十二条(同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十五条の二第二項(同法第八十八条の二の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項(漁船に係る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六の規定若しくは第五項の規定により適用される同法第六十九条、第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第八十条、

第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第一百七十七条の二から第一百八十八条の三までの規定又はこれらの規定に基づいて発する命令の規定(次項において「船員法令の規定」という。)に抵触することとなるときにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

7 派遣元の船舶所有者が前項の規定に違反したとき当該船員派遣に係る乗組み派遣船員に關し第二項、第四項又は第五項の規定により船員を使用する船舶所有者とみなされる船員派遣の役務の提供を受ける者において当該船員法令の規定に抵触することとなつたときに限る。)、は、当該派遣元の船舶所有者は当該船員法令の規定に違反したものとみなして、船員法第二百九条から第三百三十一条までの規定を適用する。

8 前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定」と、同法第六十条から前条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。))と、同法第七十一条第一項及び第七十二条中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十九条までの規定、船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。))と、同法第七十六条中「与えているとき」とあるのは「与えているとき(派遣先の船舶所有者(船員

職業安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。))が与えているときを含む。))と、同法第八十八条の二中「第六章(第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三条の規定を除く。))の規定」とあるのは「第六章(第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三条の規定を除く。))の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。))と、同法第八十八条の五中「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。))と、同法第一百一条第一項及び第一百二十二条第一項中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。))と、同法第一百一条第一項及び第二項、第一百六条、第一百七十一条第一項、第一百二十二条第二項並びに第一百三十二条中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者(派遣先の船舶所有者を含む。))と、同法第一百一条第二項中「前項の規定」とあるのは「前項の規定(船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。))と、同法第一百三十二条第一項、第一百四十一条及び第二百一十一条の四第一項中「この法律」とあるのは「この法律(船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。))と、同法第一百四十三条中「第一項」と

あるのは「第一項（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第五十条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働基準法（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第八十八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」の違反の罪（同条第七項の規定により適用される第二百二十九条から第三百三十一条までの規定の罪を含む。）」と、同法第八十八条の二中「第一百条第二項に規定する場合」とあるのは「第一百一条第二項に規定する場合（船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百三十二条中「労働基準法、この法律に基づいて発する命令」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれらの規定を含む。）」並びに「第六十五条の協定を記載した書類」とあるのは「第六十五条の協定を記載した書類（派遣先の船舶所有者にあつては、乗組み派遣船員に係る労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二及び第六十五条の協定を記載した

書類を含む。）」と、同法第二百二十条中「この法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」並びに同条第七項の規定として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）」を適用する。

9 前各項の規定による船員法の特例（第五項の規定による同法第一百七十条の二から第一百八条の三までの規定の適用に係る部分を除く。）」については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者（第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）」に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

10 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者（第四項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）」に使用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定（第四項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」は、適用しない。

11 船員派遣契約が船員派遣契約の解除その他の事由により終了したときは、当該船員派遣契約に係る乗組み派遣船員の雇入契約は、終了する。

12 第二項から第四項まで及び第八項に規定するもののほか、この条の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合に

おける技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の適用に関する特例）

第九十条 乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員を使用する船舶所有者（船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第二条第三項に規定する船舶所有者をいう。以下この条において同じ。）」と、当該乗組み派遣船員を当該船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして、同法第三条、第四条及び第十條から第十四条までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）」を適用する。この場合において、同法第十條第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員（以下単に「乗組み派遣船員」という。）」に關しては、当該業務のうち国土交通省令で定めるものを除く。）」と、同法第十一條第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（乗組み派遣船員に關しては、当該事項のうち国土交通省令で定めるものを除く。）」とする。

2 前項の場合における派遣元の船舶所有者に關する船員災害防止活動の促進に関する法律第十條及び第十一條の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）」の適用については、同法第十條第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（船員職業安定法第八十九条第一項

に規定する乗組み派遣船員（以下単に「乗組み派遣船員」という。）」に關しては、当該業務のうち国土交通省令で定めるものに限る。）」と、同法第十一條第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（乗組み派遣船員に關しては、当該事項のうち国土交通省令で定めるものに限る。）」とする。

3 乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者のみならず、乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員災害防止活動の促進に関する法律第十六條から第十八條までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）」を適用する。

4 前三項の規定による船員災害防止活動の促進に關する法律の特例については、同法第五條第一項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者（船員職業安定法第九十条第一項又は第三項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。）」を含む。）」と、同法第九條、第十五條、第三十一条、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十四条第二項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）」と、同法第六十一条第一項中「この法律（第一章、第二章及び前章を除く。）」以下この条、次条、第六十四条及び第六十五条において同じ。）」とあるのは「この法律（第一章、第二章及び前章を除き、船員職業安定法第九十条の規定によりこの法律（第一章、第二章及び前章を除く。）」が適用さ

れる場合を含む。以下この条、次条、第六十四条及び第六十五条において同じ。」と、同条第二項及び同法第六十四条第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令(船員職業安定法第九十条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、同法第六十一条第五項中「前二項の場合」とあるのは「前二項の場合(船員職業安定法第九十条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。

5 前各項の規定による船員災害防止活動の促進に関する法律の特例については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者第一項及び第三項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。)に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

6 第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、この条の規定により船員災害防止活動の促進に関する法律及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

第九十一条 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派

遣船員を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第三章の規定を適用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

(外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例)

第九十二条 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの(同居の親族のみを使用する船員派遣元事業主を使用される者及び家事使用人を除く。)との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定する予備船員と、船員派遣元事業主を同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十四条、第八十五条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第八十八条の八、第十章、第十一章(第九十七条第一項(第四号に係る部分に限る。))を除く。)、第一百一条第一項、第一百二条から第一百六条まで、第一百七条第五項を除く。)、第一百八条、第一百九条から第一百七条まで、第一百九条から第二百二十条まで、第二百二十一条の

二から第二百二十一条の四までの規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣(船員職業安定法第六十一条に規定する船員派遣をいう。以下同じ。))の役務に従事しない期間」と、同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派遣契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令の定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に関する教育その他の派遣船員の安全及び健康の確保に関し国土交通省令の定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあり、同条第二項中「使用してはならない」とあるのは「船員派遣の役務に従事させてはならない」と、同法第八十七条第一項本

文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令の定める場合を除き、船員派遣の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員派遣の役務に従事するために乗組み中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法(船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律(船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係(船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働関係を含む。)」と、同法第一百四十三条第三項中「第一項」とあるのは「第一項(船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)」と、同法第一百三十二条中「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係については、労働基準法第一条から第十一条まで、第一百七条から第一百九条まで及び第二百二十一条を除く。)、労働災害防止団法(昭和三十九年法律第百十八号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置

法(平成四年法律第九十号)の規定は、適用しない。ただし、労働基準法第七条の規定の適用については、当該労働関係に係る派遣船員が船員派遣契約に基づく船員派遣の役務に従事していない場合に限る。

4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働組合法、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係についての雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定の適用に関しては、同法第二十七条第一項中「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員職業安定法第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項本文若しくは第二項本文の規定によつて船員派遣の役務に従事しなかつたこと」とする。

(船員保険法等の適用に関する特例)

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員(派遣船員(船員職業安定法第六十二条第二項ニ規定スル派遣船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ含ム)」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員(派遣船員ヲ含ム以下船員ト称ス)」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法(船員職業安定法第九十二条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」と、同法第二十八条第三項第二号口及び第七項第二号、第三十一條第一項並びに第五十三條第二項第二号中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六条第十一項ニ規定スル船員派遣ノ役務ニ従事スル為乗組ミ中」とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により船員保険法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により船員保険法第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員(次項及び第五項において「船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。)については、労働者

災害補償保険法及び雇用保険法の規定は、適用しない。

4 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者(船員保険法第一条第三項に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。)は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としてない。

5 船員保険の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者は、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第九十四条 第九十二条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員及び船員派遣元事業主は、厚生年金保険法及び同法に基づく命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者(船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員(以下「派遣船員」という。)を除く。)」と、「以下単に「船舶」という。」とあるのは「以下単に「船舶」という。」と、同法第二十四条の二中「船

員保険法」とあるのは「船員保険法(船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同法附則第七条の三第一項第三号中「船舶」とあるのは「船舶(派遣船員にあつては、当該派遣船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所)」とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により厚生年金保険法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船員とみなされる派遣船員は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。)附則第十二条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第四十六条並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第三十三条の規定の適用については昭和六十年改正法附則第五号第十二号に規定する第三種被保険者と、昭和六十年改正法附則第八十一条第三項の規定の適用については同項に規定する厚生年金保険の被保険者とみなす。

(内航海運業法の一部改正)

第三条 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、内航海運の円滑かつ適確な運営を確保することにより、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進

することを目的とする。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業(次に掲げる事業を除く。以下同じ。)又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し(期間備船を含む。主として港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)に規定する港湾運送事業(同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。))の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。)をする事業をいう。

一 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業

三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

第二条第三項及び第四項を削る。

第二条の二の前の見出し並びに同条及び第二条の三を削る。

第三条の見出しを「登録及び届出」に改め、同条第一項中「内航運送業又は内航船舶貸渡業」を「内航海運業」に、「許可」を「行方登録」に改め、同条第二項中「内航運送業又は内航船舶貸渡業」を「内航海運業」に改める。

第四条から第二十条までを次のように改める。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び位置

三 使用する船舶の名称、船種、総トン数その他国土交通省令で定める事項

四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、資金計画(内航海運業の円滑な運営を確保するために必要な資金に関する計画をいう。以下同じ。)、船員配乗計画(内航海運業の適確な運営を確保するために必要な船員の配乗に関する計画をいう。以下同じ。))その他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を内航海運業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録を

した場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第二十三条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。))をいう。))前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。))であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。であるとき。

三 申請者が申請前一年以内に内航海運業に関し不正な行為をした者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前三号のいずれかに該当する者であ

るとき。

五 申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。

六 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に適合する事業計画を有していないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第七条 第三条第一項の登録を受けた者(以下「内航海運業者」という。))は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行方変更登録を受けなければならない。ただし、営業所の名称の変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

3 内航海運業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

に改め、同条第一項中「許可又は認可」を「登録又は変更登録」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「許可又は認可」を「登録又は変更登録

録に改め、同条を第二十五条の三とする。

第二十六条第一項中「関し」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加える。

第二十九条の二から第二十九条の四までを削る。

第二十九条の五第一項中「(平成五年法律第八十八号)」を削り、同条第二項中「許可の」を「登録の」に改め、同条を第二十九条の一とする。

第三十条中「二」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金に処する」を「二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中「第十五条」を「第十一条」に改め、同条第三号を削る。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 第二十三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条中「一」を「いずれかに」に、「三万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第八条第三項若しくは第四項」を「第七条第三項若しくは第五項、第十条第二項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第八条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条中「前二条」を「前三条」に、「罰す

る外」を「罰するほか」に、「刑」を「罰金刑」に改め、ただし書を削り、同条を第三十三条とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項本文(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者

二 第八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで同項の内航運送をする事業を行つた者

三 第八条第二項、第九条第三項若しくは第五項又は第二十五条第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四 第九条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は届出をした運航管理規程によらないで、船舶を運航した者

五 第九条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に船長又は船舶所有者が第一条の規定による改正前の船員法(以下「旧船員法」という。)第三十七条の規定により終了の公認を受けている雇入契約は、施行日に、これらの者が第一条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。)第三十七条の規定により終了の届出をしたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現にされている旧船員法第三十七条の規定による雇入契約の公認の申請は、施行日に、新船員法第三十七条の規定による雇入契約の成立等の届出がされたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員に関する労働時間、休日及び割増手当並びに当該船員の労働時間に関する記録簿の記載事項については、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、新船員法第六十四条第一項、第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項及び第八十八条の二の二

第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 船舶所有者は、施行日前においても、新船員法第六十四条の二の協定を国土交通大臣に届け出ることができる。

第六条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正後の船員職業安定法(以下「新船員職業安定法」という。)第四十四条第一項に規定する船員の募集に相当するものにつき第二条の規定による改正前の船員職業安定法(以下「旧船員職業安定法」という。)第四十五条第一項の許可を受けている者は、施行日に、新船員職業安定法第四十四条第一項の許可を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現にされている旧船員職業安定法第四十五条第一項の許可の申請であつて、新船員職業安定法第四十四条第一項に規定する船員の募集に相当するものに係るものは、施行日に、同項の規定による許可の申請がされたものとみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧船員職業安定法の規定により許可を受けて船員の募集を行つていける者に対する業務の停止又は許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の内航海運業法(以下「旧内航海運業法」という。)第三条第一項の許可を受けている者は、施行日に、第三条の規定による改正後の内航海運業法(以下「新内航海運業法」という。)

第三条第一項の登録を受けたものとみなす。

第十条 前条に定めるもののほか、施行日前に旧内航海運業法又は旧内航海運業法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為は、新内航海運業法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十一条 国土交通大臣は、この法律の公布の日の属する年度においては、旧内航海運業法第二条の二の規定にかかわらず、当該年度以降の五年間について各年度の適正な船腹量を定めないのである。

第十二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)別表第十六号の規定の適用については、同号中「第六十四条」とあるのは、「第百十一条」とする。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為並びに附則第四条及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新船員職業安定法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新船員職業安定法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(船員保険法の一部改正)

第十六条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十四条第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ船員職業紹介事業ヲ為ス者」を「第六条第四項ニ規定スル無料船員職業紹介事業者」に、「第六条第三項」を「第六条第五項」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の項を次のように改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十八条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第三号の次に次の一号を加える。
三の二 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)

別表第二中第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)

(海事代理士法の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 行政書士は、当分の間、前条の規定による改正後の海事代理士法(以下「新海事代理士法」という。)第十七条第一項本文の規定にかかわらず、他人の委託により、業として新海事代理士法第一条に規定する行為(新海事代理士法

別表第二第三号の二若しくは第五号の三に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定に基づく手続に係る行為に限る。)を行うことができる。

(内航海運組合法の一部改正)

第二十条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二条第三項の内航海運業」を「第二条第二項の内航海運業」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号に掲げる」を「内航海運業法第二条第二項の内航海運送をする」に改め、同号を同項第三号とする。

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号の次に次のように加える。

四十の二 内航海運業の登録

内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第三条第一項(登録)の内航海運業の登録

登録件数	一件につき
	九万円

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)
第二十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、「規定する船員労働供給」の下に「及び同条第十一項に規定する船員派遣」を加える。

第九条第一項中「第三章第一節及び第五十九条から第六十一条まで」を「第三十三條、第三十

四条、第四十一条、第四十三條及び第百二條」に、同条第二項中「第十六條から第十九條まで及び第二十一條」を「第七條、第十五條から第十九條まで、第二十條第二項、第二十一條、第九十六條第一項及び第百條」に改める。

第二百二条に改める。

第十一条第五項中「第二十一条を」第七條、第十九條、第二十一条、第九十六条及び第一百条に、「同条第一項を」第二十一条第一項に改める。

第十四条第一項中「第八八条から第一百十条まで」を「第八八条、第八九条、第九十条」に改め、同条第四項中「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）」に改め、同条第五項中「及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）」を「賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）」に改める。

第十五条第一項中「第三十一条第一項を」第七項第二号、第三十一条第一項並びに第五十三條第二項第二号に改め、同条第三項中「第三十三條ノ三第二項及び第三十三條ノ十二第三項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一條第一項ニ規定スル労働供給給付が同法第八條第二号ニ規定スル労働供給給付ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」とを「第三十三條ノ三第二項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労働供給給付（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一條第一項ニ規定スル労働供給給付ヲ謂フ以下ニ同ジ）ガ船員労働供給（同法第八條第二号

ニ規定スル船員労働供給ヲ謂フ以下ニ同ジ）ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三條ノ十二第三項及び第三十四條第一項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労働供給給付が船員労働供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三條ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労働供給給付ニシテ船員労働供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」とに、「得ルモノ（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一條第一項ニ規定スル）」を「得ルモノ（に、於テ同法第八條第二号ニ規定スル）」を「於テ」に改め、同条第六項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を削る。

第十六条第三項中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第十條第三項」を「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第三十三條」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号ハ中「内航海運送業の許可」を「内航海運送業の登録」に改め、同号ニを削る。
（国土交通省設置法の一部改正）
第二十四条 国土交通省設置法（平成十一年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「内航海運送業法（昭和二十七年法律第五十一号）」を削る。
第十五条第一項中「内航海運送業法」を削る。

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、我が国の海上運送事業をめぐる近年の厳しい経営環境等に対応して、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、同事業の活性化を促進するため、船員の労働時間に関する規制の見直し、船員派遣事業に係る制度の創設、内航海運送業に係る参入規制の緩和等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 船員法の一部改正

（一）船舶所有者は、労働組合等との協定により、海員に時間外の労働をさせることができること。

（二）海員の労働時間は、一日当たり十四時間及び一週間当たり七十二時間を限度とすること。

（三）船員の雇入れ契約に係る公認制を届出制に改めること。

（四）船員労働官は、船舶所有者又は船員が国土交通大臣の発する是正命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、即時に航行の停止を命じ、又は航行を差し止めることができること。

2 船員職業安定法の一部改正

（一）国土交通大臣の許可を受けた者は、自己の常時雇用する船員について、船員派遣事業を行うことができること。

（二）船員派遣元事業主及び派遣先の講ずべき措置等に関する規定を設けること。

（三）学校等の施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該学校等の学生生徒等について、無料の船員職業紹介事業を行うことができること。

3 内航海運送業法の一部改正

（一）内航海運送業に係る参入規制を許可制から登録制に改めるとともに、内航海運送業と内航海運送業の事業区分を廃止すること。

（二）内航海運送業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）は、運輸管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出なければならないこと。

（三）国土交通大臣は、内航海運送業者等に対し、輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができること。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、船員の労働時間に係る規制の見直し、船員派遣事業に係る制度の創設、内航海運送業に係る参入規制の緩和等により、航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、海上運送事業の活性化を促進しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと

議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十六年五月二十六日

国土交通委員長 赤羽 一嘉

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

海上運送事業の活性化のための船員法等の

一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 基幹的輸送モードである内航海運の活性化を図るとともにその一層の健全化に資するため、内航海運暫定措置事業を今後とも継続して円滑かつ着実に実施すること。

二 内航海運における船員の労働条件及び労働環境の維持・向上並びに航行の安全の確保を図りつつ、内航海運業の健全化を促進するため、運賃・用船料の適正化に係る環境整備に努めること。特に、荷主の優越的地位の濫用を防止するため、公正取引委員会と国土交通省との間で積極的な連携を図ること。

三 船員の恒常的な長時間労働を是正するため、船員労働の特殊性等を踏まえつつ、船員の「労働時間」の定義及び船舶の安全航行の確保のための、いわゆる「安全臨時労働」の内容について、それぞれ明確化を図るとともに、最長労働時間での労働が常態化することのないよう、関係当事者の意見を十分聴取して四週間又は一カ月当たりの労働時間の上限を設定すること。

四 雇入契約の届出を受けた際には、航行の安全を確保するための措置や船員に対する労働条件の明示が確実になされているかどうかなどについて十分な確認を行うこと。

五 内航貨物船の定員規制に関し、一日八時間、週平均四十時間という労働時間規制の原則を前提とした「標準定員」が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

六 船員法等が確実に遵守されるよう、情報照会システムの活用及びポイント付加制の本格運用を急ぐことなど船員労務監査業務の充実を図ること。

また、船員の労働条件・労働環境に関する事後チェック体制の確立と実行を図ること。

七 常用雇用型船員派遣事業の導入に当たっては、派遣船員の同意を前提としつつ適正な運営が行われるよう、事業の許可及び就業に際してのチェックを厳正に実施すること。

衆議院会議録第二十九号中正誤

ページ 段 行 誤
一七 前期 正
一八 すること 前記
一六 することに

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二二〇円